平成 21 年度 拡大アジア経済圏の市場・分業対策事業

拡大アジア自由貿易圏における EPA最適利用手引き

平成22年3月

日本機械輸出組合



この事業は、競輪の補助金を受けて 実施したものです。

http://ringring-keirin.jp



はしがき

アジア地域のFTA/EPA網は、ASEANをハブとして、日本、韓国、中国、さらにはインド、オーストラリア、ニュージーランドなどにわたり拡大しています。アジア地域に広く生産拠点を展開する日系機械企業にとって、国際的生産・流通ネットワークを強化し、一体性を強めるアジア市場を確保する上で、アジア各国の既存の外資優遇制度に加えて、アジア・ワイドのFTA/EPA網を有効利用する機会とメリットが増してきています。

こうした状況に対応するため、当組合は、ホワイト&ケース LLP に調査を委託し、アジア主要国の FTA 特恵関税と原産地規則・証明制度及び外資優遇制度の実態を調査し、FTA と外資優遇制度のメリットの比較を行いました。また、日・米・欧・韓国企業の FTA/EPA 網活用のモデルケース等を調査研究して、我が国企業が FTA/EPA を最適に活用する手引きを提供することとしました。

最適活用のために、望ましい原産地規則証明制度改善の在り方についても提言を行っています。

本報告書が、組合員企業及び関係各位の国際取引に際して、FTA/EPA 最適利用への参考となれば幸甚です。

平成22年3月

日本機械輸出組合 專務理事 倉持 治彦

目 次

第1章 世界同時不況後のアジアにおける企業経営・生産流通ネット ワーク	の環
境変化における FTA の存在	1
A. FTA 利用の実態	1
1. 在 ASEAN 日系企業の利用実態	1
2. ASEAN 内での利用実態	2
3. 投資優遇措置との関係	
B. 経済危機と FTA との関係	3
第2章 拡大アジアにおけるFTA特恵関税、原産地規則及び原産地証明手続。	洼 4
第2章 協	
A. ASEAN インド自由員勿励足(All TA)	
1. 関仇取廃・削減のモグリティ	
3. 原産地証明制度	
3.	
B. ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定(AANZFTA)	
B. ASEAN・スーペトノリノ・ニューシーノント日田貝勿脇足(AANZFIA) 1. 関税撤廃・削減のモダリティ	
1. 関仇服廃・削減のモダリティ	
3. 原産地証明制度	
3. 尿産地証切制及	
4. 励足員科のサンクルC. 日本 ASEAN 経済連携協定(AJCEP)	
 日本 ASEAN 程	
1. 関党版先・前級のアピグラティ	
3. 原産地証明制度	
4. 協定資料のリンク先	
D. ASEAN・韓国自由貿易協定(AKFTA)	
1. 関税撤廃・削減のモダリティ	
2. 原産地規則	
3. 原産地証明制度	
4. 協定資料のリンク先	
E. ASEAN・中国自由貿易協定(ACFTA)	
1. 関税撤廃・削減のモダリティ	
2. 原産地規則	
3. 原産地証明制度	
4. 協定資料のリンク先	
F. タイ・オーストラリア経済連携協定(TAFTA)	
関税撤廃・削減のモダリティ	
2. 原産地規則	
3. 原産地証明制度	
4. 協定資料のリンク先	
G. オーストラリア-合衆国自由貿易協定(AUSFTA)	
1. 関税撤廃・削減のモダリティ	22

	2.	原産地規則	.22
	3.	原産地証明制度	.23
	4.	協定資料のリンク先	.23
Н	. イ	ンド・韓国包括経済連携協定(IK-CEPA)	.24
	1.	関税撤廃・削減のモダリティ	.24
	2.	原産地規則	.25
	3.	原産地証明制度	.25
	4.	協定資料のリンク先	.26
I.	Е	U・韓国自由貿易協定	.27
		関税撤廃・削減のモダリティ	
	2.	原産地規則	.27
	3.	原産地証明制度	.28
	4.	協定資料のリンク先	.28
J.	シ	ンガポール・オーストラリア自由貿易協定(SAFTA)	.29
	1.	関税撤廃・削減のモダリティ	.29
	2.	原産地規則	.29
	3.	原産地証明制度	.30
	4.	協定資料のリンク先	.31
K	. 韓	韓国・シンガポール自由貿易協定(KSFTA)	.31
	1.	関税撤廃・削減のモダリティ	.31
	2.	原産地規則	.31
	3.	原産地証明制度	.32
	4.	協定資料のリンク先	.33
L.	. 1	ンド・シンガポール包括経済協力協定 (CECA)	.33
		関税撤廃・削減のモダリティ	
	2.	原産地規則	.34
	3.	原産地証明制度	.35
	4.	協定資料のリンク先	.36
M		K国・シンガポール自由貿易協定(USSFTA)	
	1.	関税撤廃・削減のモダリティ	.36
	2.	原産地規則	.37
	3.	原産地証明制度	.38
	4.	協定資料のリンク先	.39
N	. 中	¹ 国・シンガポール自由貿易協定(CSFTA)	.39
	1.	関税撤廃・削減のモダリティ	.39
	2.	原産地規則	.40
	3.	原産地証明制度	.40
		協定資料のリンク先	
О		本・インドネシア経済連携協定(JIEPA)	
		関税撤廃・削減のモダリティ	
		原産地規則	
		原産地証明制度	
		協定資料のリンク先	
P.		本・マレーシア経済連携協定 (JMEPA)	

1. 関税撤廃・削減のモダリティ	45
2. 原産地規則	45
3. 原産地証明制度	45
4. 協定資料のリンク先	46
Q. 日本・フィリピン経済連携協定(JPEPA)	47
1. 関税撤廃・削減のモダリティ	
2. 原産地規則	
3. 原産地証明制度	
4. 協定資料のリンク先	
R. 日本・シンガポール経済連携協定(JSEPA)	
1. 関税撤廃・削減のモダリティ	
2. 原産地規則	
3. 原産地証明制度	
4. 協定資料のリンク先	
S. 日本・タイ経済連携協定(JTEPA)	
1. 関税撤廃・削減のモダリティ	
2. 原産地規則	
3. 原産地証明制度	52
4. 協定資料のリンク先	
T. 日本・ベトナム経済連携協定(JVEPA)	
1. 関税撤廃・削減のモダリティ	
2. 原産地規則	
3. 原産地証明制度	
4. 協定資料のリンク先	55
第3章 拡大アジア主要国の外資優遇制度	56
A. 中国	56
1. 機械類、電子機器類及び自動車/自動車部品類に対する外国投資優	
約 (地方政府による措置については、要約を省略している。	
2. 投資優遇措置活用上の制約	
B. シンガポール	
1. 貿易及び投資優遇制度	57
2. 投資優遇措置活用上の制約	58
C. フィリピン	58
1. 貿易及び投資優遇制度	58
2. 投資優遇措置活用上の制約	60
3. FTA と投資優遇措置との関係	60
D. インドネシア	60
1. 一般的投資優遇措置	
2. 産業別投資優遇措置	
3. 一般的な投資上の制約	
4. 産業別の投資上の制約	
E. タイ	
1. 一般的投資優遇措置	

2. 暫定的投資優遇措置	63
3. 産業分野別投資優遇措置	63
F. ベトナム	64
1. 一般的投資優遇措置	64
2. 産業分野別基本計画	66
3. 投資上の一般的制約	67
G. マレーシア	67
1. 一般的投資優遇措置	67
2. 分野別投資優遇措置	69
H. インド	69
1. 中央政府レベルでの分野別	投資優遇措置71
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	企業の生産・流通活動における投資優遇措置及び
FTA 利用実態のケーススタディー.	72
A. 概要	72
	72
1. 投資優遇措置の利用状況と	FTA との関係72
2. FTA の利用状況	74
3. 購入原材料・部品の原産地	の確認77
第5章 FTAネットワーク活用	のベスト・プラクティス79
A. FTA を有効活用している企業	の特徴79
B. FTA を有効活用する上での問	題点80
1. 付加価値基準の利点と留意	点80
2. 関税分類変更基準の利点と	留意点81
3. 特に重要な留意点	81
C. FTA 有効利用のベスト・プラ	クティス82
1. FTA 責任者の任命	82
2. FTA の積極的利用	83
第6章 アジアFTAネットワー	クの最適活用のための原産地規則・ 証明制度改
善の在り方	85
A. 聞き取り調査の結果	85
1. 関税削減	85
2. 原産地規則	85
	85
B. 原産地規則、証明制度改善の	在り方86
1. 原産地規則	86
2 証明制度	87

[資料目次]

本文中資料 1~3の詳細につきましては、下記 URL のリンク先を参照ください。 http://www.jmcti.org/trade/bull/epa/index.htm

資料 1 MSN関税引き上げ例 (第1章)

1- 1 The Regulation to the Minister of Finance No. 19/PMK 当該財務大臣規則

資料 2 FTAにおける原産地規則及び原産地証明制度 (第2章)

- 2- 1 ASEAN・インド自由貿易協定(AIFTA)
- 2- 2 ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定(AANZFTA)
- 2- 3 ASEAN·日本経済連携協定(AJCEP)
- 2- 4 ASEAN·韓国自由貿易協定(AKFTA)
- 2- 5 ASEAN·中国自由貿易協定(ACFTA)
- 2- 6 タイ・オーストラリア経済連携協定(TAFTA)
- 2- 7 オーストラリア-合衆国自由貿易協定(AUSFTA)
- 2- 8 インド・韓国包括経済連携協定(IK-CEPA)
- 2- 9 EU·韓国自由貿易協定
- 2- 10 シンガポール・オーストラリア自由貿易協定(SAFTA)
- 2- 11 韓国・シンガポール自由貿易協定(KSFTA)
- 2- 12 インド・シンガポール包括経済協力協定
- 2- 13 米国·シンガポール自由貿易協定(USSFTA)
- 2- 14 中国・シンガポール自由貿易協定(CSFTA)
- 2- 15 日本・インドネシア経済連携協定(JIEPA)
- 2- 16 日本・マレーシア経済連携協定(JMEPA)
- 2- 17 日本・フィリピン経済連携協定(JPEPA)
- 2- 18 日本・シンガポール経済連携協定(JSEPA)
- 2- 19 日本・タイ経済連携協定(JTEPA)
- 2- 20 日本・ベトナム経済連携協定(JVEPA)

資料 3 投資に対する主な優遇措置の内容 (第3章)

- 3- 1 インド
- 3- 2 インドネシア
- 3- 3 シンガポール
- 3- 4 中国
- 3- 5 マレーシア
- 3-6 タイ
- 3- 7 ベトナム
- 3-8 フィリピン

第1章 世界同時不況後のアジアにおける企業経営・生産流通ネット ワークの環境変化における FTA の存在

アジア地域では、ASEAN が形成するアセアン自由貿易地域(ASEAN Free Trade Area、以下「AFTA」)、を中心として、ASEAN 及びその加盟国が、日本、韓国、中国、そしてインド、豪州、ニュージーランドなどと経済連携協定(Economic Partnership Agreement)・自由貿易協定(Free Trade Agreement)(以下、総称して「FTA」という)を締結、実施し、アジア地域の自由貿易体制が整えられつつある。こうした貿易自由化の発展は、ASEAN 域内の生産拠点を、日欧米への生産拠点としてのみならず、アジア各地域への製品供給拠点としての役割も高めている。特に、従来、関税その他の貿易障壁により、製品を販売する国での生産を余儀なくされていた側面があったが、そういった面での障害が相当に低くなり、生産コスト、物流コストなどの側面から、アジア地域での生産の最適化を検討することができるようになってきている。特に、2008 年後半からの世界同時不況により、コスト削減は企業経営上急務となってきており、かかる点からも、生産拠点の最適配置は、重要な課題となっている。

他方、アジア各国は、様々な投資優遇措置を企業に提供している。この投資優遇措置はもともと生産拠点の立地を決定する上での重要な要素であるが、特に、多くの国で、輸入関税の減免を投資優遇措置の一つの柱に据えている。かかる措置は、FTA の利用価値を減殺するものといえる。

これらの点から、本章では、FTA の利用実態を概観して、全体としてどのように FTA が活用されているかについて概観する。

A. FTA 利用の実態

1. 在 ASEAN 日系企業の利用実態

ASEAN における FTA 利用実態については、これまでにも調査がおこなわれている。最近では、2008 年 9 月から 10 月にかけて、日本貿易振興機構が、ASEAN、南西アジア、太平洋地域に進出している日系企業に調査をおこなっている 1 。この結果によると、ASEAN 域内に所在している企業のうち、FTA を輸出において利用している企業は約四分の一あり、また、輸入においても約二割の企業が FTA を利用していると回答している。

逆にいえば、約8割の在ASEAN日系企業はFTAを利用していないこととなるが、輸入においてFTAを利用していない理由として、回答企業の約半数が投資優遇措置により既に関税減免の恩恵を受けているため、と回答している。これに、関

¹ 「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2008 年度調査)」日本貿易振興機構調査部 2009 年 3 月 税が賦課される国内向け販売が少ない、一般関税が低い、段階的に引き下げられる FTA 特恵税率のもとで現在のところメリットがない、という回答を加えると全体の 約8割に達する。他方、FTA の制度を知らないと回答した企業は 2%強にとどまっている。すなわち、FTA を利用していないのは、その得失を理解したうえで FTA を利用するメリットがないと判断したからであって、もはや、FTA についての啓蒙 の問題ではないといえる。

このように、在 ASEAN 日系企業においては、多くの FTA についての理解は進んでおり、活用できる FTA は積極的に活用しようとしている姿勢がみられる。

2. ASEAN 内での利用実態

上述の傾向は、ASEAN 域内での Form D(AFTA/CEPT 特恵関税率での輸入時に必要とされる政府機関発行の原産地証明書)利用率にも裏付けられていると思われる。タイ及びベトナムが ASEAN に報告したデータによれば、2008 年のタイの ASEAN 地域からの輸入総額に占める Form D 利用割合は全体では8%強であるが、マレーシアからの輸入に限れば4割超を占めている。また、ベトナムでは ASEAN 地域からの輸入のうち Form D を使用しているのは10%弱であるが、特に、インドネシアからの輸入については四分の一を超えている。

上述のJETROの実態調査にみられる通り、FTA を利用している ASEAN 進出日系企業は全体の約2割に限られること、またそれら企業としても全ての取引において FTA を利用しているものではないことを鑑みれば、全体の取引高に占める FTA 利用割合が1割程度に止まると考えても不思議ではない。かかる点を前提とすれば、タイ、ベトナムの ASEAN 域内の輸入のうち約1割について AFTA が利用されているということは、FTA の利用は相当程度に進んでいると考えることができる。

3. 投資優遇措置との関係

上述のJETRO調査にみられる通り、在ASEAN 日系企業の約半数は、投資優遇措置の存在ゆえ、輸入について、FTA を活用する必要性がないとしている。当該調査では、さらに、それら企業に対して投資優遇措置を受けるために要するコストを調査している。その結果、当該コストは、アジア全体では約半数が対原材料輸入額比1%未満と回答し、ASEAN全体の平均でも1.9%であったとしている。

この調査は、当該管理コストと FTA 特恵関税率との差から、FTA 利用がさらに 促進される環境が整いつつあるとしている。

しかし、FTA を利用する場合においても、輸出側に、FTA 原産地規則に基づく 原産性の確認、維持管理、証拠資料の保管(さらに、国により原産地証明書の取得 費用)など、一定の管理コストが必要となる。また、ASEAN の FTA 網が整いつつ あるとはいえ、全ての国からの全ての原材料輸入をカバーするものではない。これ らの点を考慮すると、原材料の輸入という側面からは、投資優遇措置が FTA の特 恵関税よりも優位に立つことは否めないと思われる。

輸出についても、FTA 制度を知らないと回答した在 ASEAN 日系企業は 1.5%に 過ぎなかった。むしろ、輸出先の一般関税率の低さ、または投資優遇措置から FTA

を必要としないとの回答が 6 割弱あった。上述のように、投資優遇措置が FTA の特恵関税よりも優位に立つと思われるところからすると、この点からも、FTA 制度そのものの理解は十分に進んでいると思われる。

但し、FTA 原産地証明書取得コスト、そのための手続が煩雑とした企業が 7.1%、FTA ごとの原産地規則が異なり煩雑である、とした企業が 4.6%あったところは、FTA 制度そのものにも改善の余地があるといえよう。

B. 経済危機と FTA との関係

途上国の多くの MFN 税率は、WTO における譲許税率よりも低く設定されており、FTA の特恵関税では、多くの品目において、特定の年の MFN 実行税率を基準として、数年、品目によっては 10 年以上かけて、低減され、撤廃されることとされている。このため、撤廃されるまでの期間は、その時点での MFN 税率が FTA 特恵関税を下回ることがある。

他方、そういった国は、その実行税率(MFN 税率)を、国内事情の変化に応じて、その裁量で WTO 譲許税率まで引き上げることが可能であり、実際、一昨年来の世界同時不況においては、そのような行為が見られた。例えば、インドネシアは、2009年2月、一部品目の MFN 税率を引き上げた²。例えば、8437.90.19.00 及び8437.90.29.00 については、それまで 0%であった関税を 7.5%とした。しかし、日・インドネシア E P A で、当該製品は即時撤廃品目とされていた。そのため、日本原産の同製品は、インドネシアとの FTA を利用することにより、かかる MFN 税率の上昇の適用を免れることができた。同様に、ASEAN、韓国、中国の製品についても各 FTA に基づき無税でインドネシアへ輸入できることとされている。

これは、今般の経済危機の渦中で自由貿易の維持という点から FTA の持つ意義を示した好例であると言えよう。

² The Regulation to the Minister of Finance No. 19/PMK。当該財務大臣規則を資料1として、次の URL に掲載した。 http://www.jmcti.org/trade/bull/epa/index.htm

第2章 拡大アジアにおけるFTA特恵関税、原産地規則及び原産地証 明手続

本章では、次章以降においてFTAのベストプラクティスを検討する基礎として、また、今後の参考資料を提供するため、日本、ASEAN、ASEAN 各国、中国、韓国、インド、豪州、米国、EUの間で締結されたFTAにおける原産地規則及び原産地証明制度について整理する。

その主な内容は資料2としてまとめたので次のURLを参照されたい。

<u>http://www.jmcti.org/trade/bull/epa/index.htm</u>以下は、当該資料の概要である。

A. ASEAN・インド自由貿易協定(AIFTA)

2010年1月1日に、インド、マレーシア、シンガポール、タイの間で発効。その他の ASEAN 加盟国については、批准を完了した日または 2010年6月1日のいずれか早い日に発効。但し、それまでに批准できない国については別途協議して発効日を決定する。

1. 関税撤廃・削減のモダリティ

全関税分類品目の約90%について、関税撤廃または削減に合意。両国間の貿易で扱われる約5000 品目のうち、10%については関税削減の対象外とされたが、残余は Normal Track (1及び2)、Sensitive Track、Special Products、Highly Sensitive Lists の4つのカテゴリーに分類された。

a. Normal Track

全関税分類品目の 80%が Normal Track1 (NT1) 又は Normal Track2 (NT2) に属する。NT1 の物品については、インドとブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイの間については 2013 年まで、インドとその他の国との間では2018 年までに完全撤廃される。NT2 については、国により、2016 年または 2021年までに完全撤廃される。例えば、最も遅いカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの場合で、NT1 の物品では、2010年1月1日から2018年12月31日までに、NT2 の物品では、2010年1月1日から2021年12月31日までに関税が撤廃される。

b. Sensitive Track

Sensitive Track 品目について、実行 MFN 関税率が 5%を超える品目について、5% にまで削減される。例えば、最も遅いカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの場合、2021 年 12 月 31 日までに関税が削減される。

MFN 関税率 5%の品目について、各締約国は、最大 50 品目まで、その税率を維持することができる。その他の MFN 関税率 5%の品目については、ASEAN 6 カ国

については本協定発効後直ちに、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムについては5年以内に MFN 関税率を4.5%に引下げなければならない。MFN 関税率4%の品目については、締約国により2019年末から2024年末までに撤廃される。

c. Special Products

ヤシ油、紅茶、コーヒー、胡椒、ゴムなどの高度にセンシティブな品目について、2019年末までに37.5%から50%までの範囲の特定の関税率を達成することを目指す。但し、実行税率がさらに引き下げられた場合、当該実行税率が適用となる。

d. Highly Sensitive Lists

この品目は三つのカテゴリーに分かれる。Category 1 は適用される MFN 関税率 50%にまで削減する、Category 2 は適用される MFN 関税率を 50%削減する。Category 3 は適用される MFN 関税率を 25%削減する。当該削減は、インドネシア、マレーシア、タイについて、2022 年末まで、フィリピンについて 2024 年末まで、最も遅いカンボジア、ベトナムの場合で、2024 年 12 月 31 日までにおこなわれる。

e. Exclusion List

関税分類品目の10%が本FTAの譲許から除外されている。このリストは、市場アクセスの改善のため毎年見直される。

2. 原産地規則

a. 総則

域内付加価値(RVC)が35%以上、かつ、関税分類6桁の変更(CTSH)がなされること。ただし、生産の最終工程が輸出国で行われることが必要である。

RVCの計算は次の直接法、または控除法による。

<u>AIFTA 原産材料費 + 直接労務費 + 直接経費 + その他費用 + 利益</u> ×100 ≥ 35 % FOB 価格

<u>非 AIFTA 原産材料費 + 原産が不明な原産材料費</u> ×100 ≤ 65 % FOB 価格

b. 累積

締約国が本協定による特恵的取り扱いを受け得るある物品の製造にあたり、他の 締約国の原産品を使用する場合、その原産材料はその生産が行われた国の原産品と みなされる。

c. 品目別規則

現在交渉中である。

d. 僅少

関税分類変更基準について僅少ルールを採用していない。

3. 原產地証明制度

第三者証明制度を採用。各国の発給当局については添付の資料を参照されたい。 輸出者は輸出国において事前審査を申請しなければならない。また、原産地証明 書(FORM A1)発給申請時は、その申請書と共に原産資格を証明する資料ととも に提出しなければならない。

証明書の有効期限は1年間である。

a. バック・トゥ・バック原産地証明書

一定の条件のもとでバック・トゥ・バック原産地証明書の発行を認めている。その詳細は AIFTA Appendix D 第22条を参照いただきたい。

b. 第三者インボイス

認めている。その詳細は AIFTA Appendix D 第22条を参照いただきたい。

c. 事前教示制度

特段の定めなし。

d. 書類要件

原産性を示す書類保存義務は2年間。

輸入国の税関当局は、輸入者に対して輸入品の原産性についての情報・書類を要求することができる。

製品が締約国以外の国を経由する場合、輸入国税関当局は、通し船荷証券など一定の書類の提出を要求することができる。

4. 協定資料のリンク先

- 協定のホームページ(関税削減ステージング表を含む)
 http://commerce.nic.in/trade/international ta indasean.asp
- 原産地規則 (Annex 2)、原産地証明書規則 Appendix D: http://commerce.gov.in/trade/ASEAN-India%20Trade%20in%20Goods%20Ag <u>reement.pdf</u>
- 原産地証明書の運用上の規則 http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/aanzfta/annexes/annex2_psr.html

原産地証明書の見本

http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/aanzfta/chapters/chapter03a.html

B. ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定(AANZFTA)

AANZFTA は 2010 年 1 月 1 日に、オーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ベトナムの間で発効。カンボジア、インドネシア、ラオス、タイは批准手続中。それらの国については批准後 60 日を経過した日から発効する。

1. 関税撤廃・削減のモダリティ

2005年のMFN関税率を基本税率とし、既にHS2007にアップデートされている。 関税分類品目のうち1%を超えない範囲で関税削減からの除外を認めている。関税 撤廃がなされない品目及び除外品目は、基本税率の維持義務又は関税削減の対象と なる。モダリティは、6つのカテゴリーにしたって、各国がその関税削減表を公表 している。なお、それぞれについて HS84 類、85 類、87 類の該当品目数は資料(4. 協定資料のリンク先)中の表を参照いただきたい。

Fast Track (FT)

関税は、2010年1月1日の協定発効時に撤廃される。HS84類、85類、87類の該当品目数は資料(4.協定資料のリンク先)中の表を参照。

Normal Track (1)

2013 年までに関税をゼロまで削減する。HS84 類、85 類、87 類の該当品目数は 資料(4. 協定資料のリンク先)中の表を参照。

但し、オーストラリアは、インドネシア、マレーシア、タイで製造された自動車について、車種別、国別の、より遅いスケジュールを設定している。そのスケジュールの詳細については、資料(4. 協定資料のリンク先)中の説明を参照いただきたい。

Normal Track (2)

オーストラリア、ブルネイ、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、タイ、ベトナムは 2020 年までに、ラオスは 2023 年までに、カンボジアとミャンマーは 2024 年までに、インドネシアは 2025 年までに関税をゼロまで削減する。

Sensitive Track 1

関税削減を行うが、関税撤廃まではは行われない。オーストラリア、ブルネイ、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、タイ、ベトナムは 2020 年までに、ラオスは 2023 年までに、カンボジアとミャンマーは 2024 年までに、インドネシアは 2025 年までに削減を行う。

Sensitive Track 2

関税率は、2005 年 MFN 関税率に固定される。オーストラリア、ブルネイ、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、タイ、ベトナムは 2020 年まで、ラオスは 2023 年まで、カンボジアとミャンマーは 2024 年まで、インドネシアは 2025 年まで固定される。

関税約束から除外された品目。各国の削減表には「U」と表示されている。

2. 原産地規則

a. 総則

全関税分類品目の約83%について、輸出者が、HS4桁の関税分類変更基準(CTH) 又は品目別規則(PSR)に定める域内付加価値基準(RVC)のいずれかを選択できる、という選択ルールを採用している。品目別規則は、Annex2に規定されている。

付加価値基準は、次のいずれかの計算方法により、FOB 価格の 40%以上の域内付加価値をもって原産性を認める。

直接法又は積み上げ方式

RVC (%) = 原産材料価格 + 直接労務費 + 直接経費 + 利益 \times 100% 製品 FOB 価格

控除方式

RVC (%) = <u>FOB - 非原産材料価格</u> × 100% 製品 FOB 価格

自動車分野を中心として、関税分類品目の約1%について、付加価値基準のみを採用している。また、繊維・衣類を中心とする約10%については、関税番号変更基準のみである。農産品、水産品を対象とする4.5%については、ANZFTA域内での完全生産基準を満たす必要がある。

b. 原料の累積

域内累積を適用する。いずれかの締約国の原産材料が他の締約国での製造に用いられる場合、当該他の締約国の原産品として扱うことができる。

c. 僅少

関税分類変更基準を適用する場合、非原産材料の価格合計が製品 FOB 価格の 10%以下である場合には、それらを原産品として扱うことができる。但し、HS50 類から 63 類については、重量比または価格比のいずれかが僅少ルールを満たせばよいこととされている。

3. 原產地証明制度

輸出の際に締約国の指定機関が発行する原産地証明書を添付することが必要。各 船積み毎に別個の原産地証明書が必要。同一の原産地証明書に複数の物品を記載す ることができる。また、FOBで 200米国ドル以下の出荷については原産地証明書 は不要である。

a. バック・トゥ・バック原産地証明書

製品が締約国のいずれかを通過する場合において、当該締約通過国の当局は、申請が輸出者からなされた場合、バック・トゥ・バック原産地証明書を発行することができる。但し、次の条件を満たさなければならない。

原産地証明書の原本又は謄本が提示されること。

バック・トゥ・バック原産地証明書の有効期間は輸出国が発行した原産地証明書の有効期間を超えないこと。

締約通過国でいかなる加工も行われないこと。

バック・トゥ・バック原産地証明書に輸出国が発行した原産地証明書の必要的記載事項が記載されていること。

b. 第三者インボイス

製品が原産地規則を満たすかぎり、輸入国の税関は第三国に所在する会社またはその会社のために輸出をする者が発行したインボイスを受け入れることができる。

c. 事前教示

締約国は、その国内手続きに輸入者の申請に基づき事前教示をおこなうことを定めることとされている。当該事前教示は、全ての輸入に適用され、3年間維持されることを原則とする。

d. 原産地証明書の発給当局

ASEAN 各国の発行当局はオーストラリアについては、オーストラリア商工会議所(the Australian Chamber of Commerce and Industry (ACCI))、オーストラリア産業団体(the Australian Industry Group (AiG))である。当面、ニュージーランドは ASEAN からの輸入について原産地証明書を要求しない。しかし、ニュージーランドの輸出者は、ASEAN 向け輸出について原産地証明書を要求される。

ASEAN 各国の発給当局は、資料2のリンク先を参照されたい。

e. 事後検証

輸入当局が、製品が原産品でないと信じる合理的な根拠がある場合、原産地を証明する書証の事後検証をおこなうことができる。検証の期間中、輸入国は特恵待遇の適用を停止することができる。

原産地証明書は真正に作成されたものであることを輸入国当局に確認すること。輸入者に対して生産、製造、輸出に関する記録の提出を求めること。

輸出国政府当局から輸出者又は生産者からの情報の提供を求めること。 生産者・輸出者の同意を得てその工場・施設を現地検証すること。

f. 書類要件

輸出者、生産者、輸入者は、輸出または輸入の日から最低3年間、輸入、輸出、製造に関する記録を保存しなければならない。

4. 協定資料のリンク先

- 協定本文
 http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/aanzfta/contents.html
- 関税削減表:
 http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/aanzfta/annexes/annex1 tc.html
- 原産地規則 Chapter 3
 http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/aanzfta/chapters/chapter03.html
- 品目別規則 http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/aanzfta/annexes/annex2_psr.html
- 原産地証明書運用上の規則:
 http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/aanzfta/chapters/chapter03a.html
- 原産地証明書申請時の最低限のデータ Appendix 1
 http://www.dfat.gov.au/trade/fta/asean/aanzfta/chapters/chapter03apdx1.html

C. 日本 ASEAN 経済連携協定(AJCEP)

2008年12月より日本及び一部のASEAN 加盟国との間で順次発効。現在、インドネシアとフィリピンのみ未発効である。

1. 関税撤廃・削減のモダリティ

日本は 10 年間で 93%につき関税を撤廃し、ASEAN6 γ 国 3 は、90%につき、関税を削減する。

HS84類、85類、87類の品目については、日本とシンガポールのみが協定発効と同時に全ての関税を撤廃した。他の当事国は、関税削減ステージング表にしたがっ

³ ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ

て、品目により、即時撤廃または段階的削減を行う。詳細は、4. 協定資料のリンク先 http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/annex1.html を参照いただきたい。

2. 原產地規則

a. 概要

品目別規則に別途の規定がない限り、関税分類変更基準(CTC)又は域内付加価値基準のいずれかを選択できる。域内付加価値基準では、FOB価格の40%以上の付加価値があれば原産性を認める。品目別規則は、原則と異なる関税分類変更基準若しくは付加価値基準、加工工程基準、又はこれらの併用を定めている。

付加価値基準では、次の控除方式を採用している。

RVC (%) = <u>FOB - 非原産材料価格</u> × 100 FOB

b. 累積

加盟国のいずれかで発生した費用は全て付加価値として計算できる。

c. 僅少ルール

HS84 類、85 類、87 類の品目を含むほとんどの HS 品目 (HS16、19、20、22、23、28 乃至 49、64 乃至 97) について、関税分類の変更を生じない非原産材料の価格合計が製品価格の 10%以下である場合に、関税分類変更基準による原産資格を認める。

HS18 乃至 21 類の品目についての僅少ルールは、10%又は 7%、HS50 乃至 63 類 の品目については、重量の 10%とする。

3. 原產地証明制度

第三者証明制度を採用。原産地証明書は「Form AJ」と呼ばれ、発行日から 12 ヶ月有効である。原産地証明書は、一回の出荷にのみ有効である。

但し、日本からの 200,000 円以下の出荷、ASEAN からの 200 米ドル以下の出荷 については、原産地証明書が不要である。

a. バック・トゥ・バック原産地証明書

製品が締約国に輸入された後に、他の締約に再輸出される場合、輸入締約国の当局は、申請が輸出者からなされた場合、バック・トゥ・バック原産地証明書を発行することができる。

原産地証明書の原本又は謄本が提示されること。

一部再輸出の場合は、再輸出の価格と量がバック・トゥ・バック原産地証明書に 示されることなどを要件に、原産地証明書を発行することができる。

b. 第三者インボイス

製品が原産地規則を満たすかぎり、輸入国の税関は第三国に所在する会社またはその会社のために輸出をする者の発行したインボイスを受け入れることができる。

c. 事前教示

特段の定めなし。

d. 事後検証

輸入当局は、製品が原産品でないと信じる合理的な根拠がある場合、輸入者に対して3ヶ月以内に追加情報を提出するよう求めることができる。かかる情報では、満足できなかった場合には、輸出国当局から生産、製造または輸出に関する記録の提出を求めること、さらに、生産者・輸出者の工場・施設を訪問して情報を検証することができる。

e. 書類要件

貿易取引当事者は、輸入、輸出、製造に関する記録を少なくとも3年間保存しなければならない。

4. 協定資料のリンク先

• 協定本文

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k.pdf http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/agreement.pdf

関税削減表 Annex 1
 http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/annex1.html

品目別規則 Annex 2

http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/annex2.pdf
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k2.pdf

• 運用上の証明手続 Annex 4

http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/annex4.pdf
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j asean/pdfs/ajcep k4.pdf

運用上の規則

http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/implement.pdf

D. ASEAN・韓国自由貿易協定(AKFTA)

2007年6月1日発効。2010年1月1日のタイを最後として、ASEAN 及び韓国全ての間で発効した。

1. 関税撤廃・削減のモダリティ

ASEAN と韓国の物品貿易協定(TIG)は、関税の自由化を Normal Track と Sensitive Track の二つのカテゴリーに分類し、Sensitive Track は、Sesitive List と Highly Sensitive List の二つに分かれる。各国の各カテゴリーの関税削減ステージング表は資料(4. 協定資料のリンク先)中の表を参照いただきたい。

a. Normal Track (NT)

NTの自由化は、ASEAN6及び韓国、ベトナム、そしてカンボジア・ラオス・ミャンマーに分け、それぞれ異なったまでのステージング表に従って関税撤廃がなされる。また、それぞれのグループで、NTに含まれる品目の関税撤廃の時期も、三段階に分かれている。なお、NTに属する品目表はない。ST、HSTに含まれていない品目がNT品目である。

i. ASEAN6 及び韓国

韓国は、協定発効時にNTに属する関税分類品目の少なくとも70%について関税を撤廃するとされ、2008年1月1日までに95%について関税を撤廃した。さらに2010年1月1日までに、すべての関税が撤廃される。

ASEAN6 は、2007年1月1日までに、NT に属する関税分類品目の少なくとも50%について、2009年1月1日までに、少なくとも90%について関税を0%-5%に削減するとしており、さらに2010年1月1日までに、95%すべての関税が撤廃される。

ii. ベトナム

ベトナムは、2013 年 1 月 1 日までに NT に属する関税分類品目の少なくとも 50% について、また 2015 年 1 月 1 日までに少なくとも 90%について、関税を 0%-5%に 削減し、すべての関税を 2016 年 1 月 1 日までに撤廃する。但し、5%を超えない品目については 2018 年 1 月 1 日までに撤廃する。

iii. カンボジア、ラオス、ミャンマー

この三カ国は、2015 年 1 月 1 日までに NT に属する関税分類品目の少なくとも 50%について、また 2017 年 1 月 1 日までに少なくとも 90%について、関税を 0%-5% に削減するとしており、さらにすべての関税を、2018 年 1 月 1 日までに撤廃する。 但し、5%を超えない品目については、2020 年 1 月 1 日までに撤廃するとの柔軟化 が図られている。

b. Sensitive List (SL)

ASEAN6 と韓国の SL の品目数は、全関税分類品目数の 10%以下、又は、2004年貿易統計を基準にして全輸入額の 10%以下に制限される。ベトナムについては、全関税分類品目数の 10%以下、又は、全輸入額の 25%以下、カンボジア、ラオス、ミャンマーについては全関税分類品目数の 10%以下とされている。資料には HS84類、85類、87類の SL 品目数を記載した。

c. Highly Sensitive List (HSL)

ASEAN6 と韓国の HSL 品目数は HS6 桁の品目数の 3%以下、又は 2004 年貿易統計を基準にして全輸入額の 3%以下に制限される。カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムでは、HS6 桁で 200 品目又は関税分類品目数の 3%以下である。

HSL 品目の取り扱いは、さらに 5 種類にわかれている。それらの概要、及び HS84 類、85 類、87 類の該当品目数を資料(4. 協定資料のリンク先)中の表に記載したので参照されたい。

2. 原産地規則

a. 総則

完全生産品、または完全生産品でない物品は、品目別規則が設定されている場合はその規則を、設定されていない場合は、FOB 価格の 40%の域内付加価値基準 (RVC) または関税分類変更基準 (CTH) を充足した物品を原産品とする。

締約国は、付加価値率の計算において次の二つの式のいずれかを選択することと されている。

積み上げ方式:

RVC (%) = 原産材料価値+ 直接労務費 + 間接経費 + 輸送費 + 利益 \times 100% FOB 価格

控除方式:

RVC (%) = FOB 製品価格 - CIF 非原産材料価格
$$\times$$
 100 FOB 製品価格

韓国又は ASEAN から北朝鮮の開城工業地区(Gaeseong Industrial Complex (GIC)) へ輸出されて生産又は加工され、その後、締約国のいずれかへ再輸出された物品は、原産資格を得ることができる。

b. 品目別規則

品目別規則は Annex 3 の Appendix 2 設定されている。資料には HS84 類、85 類、87 類について品目別規則が設定された関税番号及びその規則を記載した。

c. 累積

いずれかの締約国の原産材料が他の締約国での製造に用いられる場合、当該他の締約国の原産品として扱うことができる。

d. 僅少ルール

HS50 乃至 63 類の品目については、非原産材料が製品の総重量の 10%を超えない場合には関税分類変更基準の対象から除外することができる。それ以外の品目については、FOB 価格の 10%以下である場合に除外することができる。

3. 原產地証明制度

第三者証明制度を採用。原産地証明書は「Form AK」。200 米ドル以下の出荷については、原産地証明書が不要である。原産地証明書は発行日から6ヶ月以内に輸出される複数の出荷に使用できる。また、例外的な場合、船積みの日から1年以内であれば原産地証明書を事後的に発行できる。この場合"Issued Retroactively"(事後発行)との文言を記載する。

a. 事前教示制度

輸入国は、必要な書類を受領して後30日以内に、輸出者に対して、輸入品の到着よりも前に物品が特恵待遇の対象となるか否かにつき書面で事前教示しなければならない。

b. バック・トゥ・バック原産地証明書

ASEAN 加盟国又は韓国から輸入され、さらに ASEAN 加盟国又は韓国の他の国へ再輸出する場合、中間輸出国が、最初の輸出国の発行した原産地証明書に基づいてバック・トゥ・バック原産地証明書を発行することができる。同証明書の発行は、輸入国は、申請が輸出者からなされた場合、原産地証明書の原本の提示、輸入国の輸入者と申請者である輸出者が同一であること、検証手続きに服するものであることを要件とする。

バック・トゥ・バック原産地証明書は6ヶ月有効である。このため、原産資格は、最長で、原証明書の有効期間6ヶ月に加え、バック・トゥ・バック原産地証明書の有効期間6ヶ月の計12ヶ月間保持される。

c. 第三者インボイス

製品が原産地規則を満たすかぎり、輸入国の税関は第三国に所在する会社または その会社のために輸出をする者の発行したインボイスを受け入れる。第三者インボ イスを利用するためには、輸出者は、原産地証明書に "third country invoicing"との 文言、及び、インボイスを発行する会社の名称と国籍を記載しなければならない。

c. 事前教示

特段定めなし。

f. 原産地証明書発給当局

韓国の税関及び ASEAN 各国の指定された発行機関が原産地証明書を発行する。 詳細は添付資料 2 を参照されたい。

g. 事後検認

輸入国当局は、無作為抽出して、または原産地証明書に記載された情報の真実性・正確性について合理的な疑いがある場合には、輸出国の発給当局に対して原産について事後検認を行うよう要求できる。輸出国の発給当局は、直ちに当該要求に応じるとともに、6ヶ月以内に検認手続を完了して、輸入国当局に回答しなければならない。なお、輸出国当局は、製造者・輸出者の原産地性について、指定された輸入の日を含む任意の6ヶ月間の原価及び販売価格に基づくことができる。

輸入国当局は、検認の結果が出るまで特恵関税待遇を停止することができる。

また、輸入国当局は、検査を要請する前に、輸入者に対して、輸入品の原産地に 関する情報・書類を要求することができる。

h. 書類要件

輸出者は、輸入の日から最低3年間、輸入、輸出、製造に関する記録を保存しなければならない。

4. 協定資料のリンク先

- 協定本文 http://www.fta.gov.sg/akfta/agreement on trade in goods.pdf
- 関税削減ステージング表

Normal Track:

http://www.fta.gov.sg/akfta/annex1-modalityforproductsundernormaltrack.pdf

Sensitive Track:

http://www.fta.gov.sg/akfta/annex2-modalityforproductsundersensitivetrack.pdf

Sensitive Lists:

http://www.fta.gov.sg/akfta/annex 2 appendix 1.pdf

Highly Sensitive Lists:

http://www.fta.gov.sg/akfta/annex_2_appendix 2.pdf

Annexes to Thailand's Accession:

http://www.fta.gov.sg/akfta/ak-atg%20-%20thailand%20-%2027%20feb%202009.pdf

原産地証明書の見本

http://www.fta.gov.sg/akfta/annex 3 attachment.pdf

E. ASEAN・中国自由貿易協定(ACFTA)

ACFTA は 2004 年 11 月に物品貿易協定 (TIG) を締結し、2005 年 7 月に発効した。2009 年 10 月にカンボジアが批准し、本協定は全締約国について発効した。

1. 関税撤廃・削減のモダリティ

ASEAN6 と中国は、90%の物品について 2010 年 1 月 1 日までまでに関税を撤廃し、そのいくつかの物品については期限を 2012 年 1 月 1 日までとして柔軟化が図られている。カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムについては、90%の物品について 2015 年までに関税を撤廃するとしつつ、そのいくつかの物品について 2018 年 1 月 1 日までとして柔軟化が図られている。残りの 10%の品目は sensitive とされる。物品貿易協定(TIG)は 7000 品目を対象とし、関税の自由化は 7 つのトラックに分類される。

HS84類、85類、87類の各カテゴリー該当品目数を資料(4. 協定資料のリンク 先)中の表に示したので参照されたい。

a. Normal Track (NT1 及び NT2)

NT1 については特にリストはなく、物品が NT2、SL、又は HSL のいずれにも記載されない場合、自動的に NT1 に該当する。

i. ASEAN6 及び中国

NT1 品目は 2010 年 1 月 1 日までに関税を 0%とする。NT2 品目は、2012 年 1 月 1 日までに関税を撤廃する。

ii. カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム

カンボジア、ラオス、ミャンマーについては、NT1 品目を 2015 年 1 月 1 日までに関税を 0%とする。NT2 品目は、2018 年 1 月 1 日までに関税を撤廃する。

ベトナムは、2013年1月1日までに、NT1の関税の45%を撤廃し、NT2品目は2018年1月1日までに関税を撤廃する。

b. Sensitive List (SL)

Sensitive Track は、Sesitive List(SL)と Highly Sensitive List(HSL)の二つに分かれる。中国側では、米、天然ゴム、パーム油、化学製品、デジタルテレビ、板材及び紙製品などが含まれ、ASEAN側では、ゴム、プラスティック、陶磁器、繊維、衣類、鉄製品、家電製品、自動車、オートバイなどが含まれる。

i. ASEAN6 及び中国

SL 該当品目は、2012 年 1 月 1 日までに MFN 関税率の 20%に、2018 年 1 月 1 日までに 0%-5%に削減する。ASEAN6 の SL 品目数は、HS 6 桁で 400 品目以下、又は 2001 年貿易統計を基準として総輸入額の 10%以下でなければならない。

ii. カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム

2015年1月1日までに MFN 関税率の 20%に、2020年1月1日までに 0%-5%に 削減する。カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの SL 品目数は HS 6 桁で 500 品目以下、又は 2001年貿易統計を基準として総輸入額の 10%以下でなければ ならない。

c. Higyly Sensitive Track (HST)

i. ASEAN6 及び中国

HSL 該当品目は、2015 年 1 月 1 日までに MFN 関税率の 50%以下とする。過半数の HSL 品目は 87 類に属する品目である。

ii. カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム

2018年1月1日までに MFN 関税率を 50%以下とする。過半数の HSL 品目は 87 類に属する品目である。

2. 原産地規則

a. 総則

原産品は、領域内においける完全取得又は完全生産、40%以上の域内付加価値、 非原産材料が最終製品の FOB 価格の 60%以下でありかつ最終加工工程が ASEAN 又は中国の領域内で行われたこと、又は、品目別規則、のいずれかを満たさなけれ ばならない。

現在、羊毛・動物の毛の原産地、革製品に関について関税分類変更基準、繊維製品について加工工程基準など、一部の品目について品目別規則を定めている。に関する小規模の PSR を用いている。2005 年 7 月に発効したこの品目別規則には、HS84類、85 類、87 類の品目は含まれていない。なお、2010 年 6 月より改正品目別規則を実施する予定であるが、その内容は発表されていない。

b. 累積

原料が原産資格を有する場合には、その全価格を原産材料として付加価値計算に加えることができる。

c. 僅少

特段の規定なし。

3. 原産地証明制度

第三者証明制度を採用。輸出者は、輸出前に原産地証明書の申請書と関連書類を提出しなければならない。原産地証明書「Form E」は12ヶ月有効であり、1度の

船積みにのみ利用できる。200 米ドル以下の出荷については、原産地証明書は不要であり、簡略化された輸出者の宣誓書で代用できる。

a. バック・トゥ・バック原産地証明書

現在は特段の定めなし。ただし、中国と ASEAN は、2009 年 8 月にバック・トゥ・バック原産地証明書の方式を採用することに合意した。中国は、「バック・トゥ・バック」との用語を用いることには技術的問題があるとし、「移動証明書 (movement certificate)」の用語を用いることを提案した。この用語は、2010 年 6 月 1 日の原産地証明の運用規則 (OCP) 改正発効により FormE で使用されることになる。

b. 第三者インボイス

現在は特段の定めなし。ただし、中国と ASEAN は、この方式を採用することに合意した。2010 年 6 月 1 日以降、利用可能となる。

c. 事前教示

特段の規定なし。

d. 原産地証明書発給当局

中国では、the Chinese Administration of Quality Supervision, Inspection and Quarantine (AQSIQ) 及びその地方支局である。ASEAN 諸国の当局につき、資料 2 中の表を参照。

e. 事後検認

特段の規定なし。但し、2010年6月から実施される予定である原産地証明書の 運用上の規則に規定される予定である。

f. 書類要件

原産地証明書発給機関は、原産地についての記録を原産地証明書発行の日から最低2年間保存しなければならない。

4. 協定資料のリンク先

• 協定本文、付属書:

http://www.fta.gov.sg/fta acfta.asp?hl=2

F. タイ・オーストラリア経済連携協定(TAFTA)

本協定は2005年1月1日をもって発効した。

関税撤廃・削減のモダリティ

本協定では、全ての品目が関税撤廃または削減の対象とされている。タイは 49% の品目について、2005 年 1 月 1 日の協定発効とともに即時関税撤廃した。さらに、残余の 51%は 2025 年までに段階的に引き下げて、関税をゼロとする。オーストラリアは、工業製品では 2010 年までに、農業製品では 2015 年までに関税を段階的にゼロとする。関税の撤廃・削減は次の 5 トラックに分かれる。それぞれについて HS84 類、85 類、87 類の該当品目数は資料中の表を参照いただきたい。

a. Fast Track

協定発効と同時に関税がゼロとなる。

b. rmal Track

2010年1月1日までに段階的にゼロとなる。

c. Sensitive Track (1)

2015年1月1日までに段階的にゼロとなる。

d. Sensitive Track (2)

2020年1月1日までに段階的にゼロとなる。農業産品にのみ適用される。

e. Sensitive Track (3)

2025年1月1日までに段階的にゼロとなる。酪農産品にのみ適用される。

2. 原産地規則

a. 総則

TAFTA は、関税分類変更基準(CTC)を基本とするが、多くの品目について域内付加価値基準(RVC)も採用している。HS84 類、85 類、87 類の品目に適用されるルールとしては、CTC と RVC の併用、HS4 桁変更または HS6 桁変更と RVC の併用の選択、CTC と RVC の選択などがある。ほとんどの製品は、タイとオーストラリアの付加価値の合計が 40%から 45%以上であれば原産資格を有する。RVC の計算は以下の式による。

RVC (%) = <u>FOB 製品価格 - CIF 非原産材料価格</u> × 100 FOB 製品価格

b. 累積

原産地規則により締約国の原産と認められる原材料は、その価値の全額を RVC の計算に加えることを認める。

繊維、衣類、靴については、製品が FOB 価格で 55%の RVC を有する場合、開発途上国で生産された非原産材料を RVC の 25%まで含めることができる。なお、この特例は 2025 年に廃止される。

c. 僅少

非原産材料の価格合計が製品価格の10%以下である場合に原産資格を認める。

3. 原産地証明制度

政府証明方式のみを採用。船積み毎に別個の証明書を要する。輸出者は輸出する 製品を税関当局に登録した後でなければ、原産地証明書の発行を受けることができ ない。

a. バック・トゥ・バック原産地証明書

特段の定めなし。

b. 第三者インボイス

特段の定めなし。

c. 事前教示

輸入者、輸出者、生産者は、輸入国当局に関税分類について事前教示を求めることができる。当該事前教示は、必要書類が提出された後30日以内に発出される。 当該事前教示は全ての輸入に適用され、原則として5年間維持される。

d. 原産地証明書の発給当局

オーストラリアでは、オーストラリア商工会議所(the Australian Chamber of Commerce and Industry (ACCI))、オーストラリア産業団体(the Australian Industry Group (AiG))である。タイでは、商務省(Ministry of Commerce)対外貿易局(the Department of Foreign Trade)又はその他授権された機関である。

e. 事後検認

輸入国当局が、製品が他方当事国の原産品でないと信じる十分な理由がある場合、 生産者・輸出者への質問状の送付、生産、製造、輸出に関する記録の提出要求、さらに、生産者・輸出者の工場又は施設の現地検証を行うことができる。また、当該 調査期間、輸入当局はFTA 特恵関税率の適用を停止できる。

f. 書類要件

輸入者、輸出者、生産者は、輸入、輸出、製造に関する記録を輸入の日から最低 5年間保存しなければならない。

4. 協定資料のリンク先

協定本文:

http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/aust-thai/tafta_annexes_sideletters_index.html

- 関税削減ステージング表 <u>http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/aust-thai/tafta_annexes_sideletters_index.html</u>
- 原産地規則 Chapter 4
 http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/aust-thai/tafta_chapter_4.html
- 品目別規則
 http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/aust-thai/Annex_4_1.zip
- 原産地証明書の見本
 http://www.customs.gov.au/webdata/resources/files/thaiCertOrigin_050112.pd
 f

G. オーストラリア-合衆国自由貿易協定(AUSFTA)

本協定は2005年1月1日をもって発効した。

関税撤廃・削減のモダリティ

全物品の関税を撤廃することに合意。非農業品(繊維・衣類を除く)では、オーストラリアは97%につき協定発効日に関税を撤廃とし、米国は約99%につき関税を撤廃した。締約国は2015年までに非農業品の関税を全面撤廃する。HS84類、85類、87類の品目の多数は、すでに関税率が0%であったか協定発効日に0%となった。

2. 原産地規則

a. 総則

AUSFTA は、品目別アプローチを採用した。その基礎として関税分類変更基準を採用している。また、関税分類品目の約12%の品目について付加価値基準が適用される。このほとんどの場合、輸入者は控除方式が積上方式のいずれかを選択できる。ただし、自動車及びその特定の構成品については、純原価方式を採用している。

原産品が第三国を経由した場合は、締約国外ではいかなる生産・加工工程も行われないことを条件に原産資格が認められる。

但し、AUSFTAは、衣類、繊維製品について、合衆国又はオーストラリアの原産である糸または布地から裁断(または編み上げ)、縫製その他の組立てが行われなければならないという、yarn forward requirement を採用している。

b. 累積

原料が原産資格を有する場合には、その全価格を付加価値計算に加えることができる。(自動車についても、NAFTAのような純粋累積は採用していない。)

c. 僅少

非原産材料の価格合計が製品価格の10%以下である場合に原産資格を認める。

3. 原産地証明制度

a. 輸入者による自己証明制度

自己証明制度を採用している。輸入者は、自己の知識又は保有する情報に基づいて原産地を宣誓して特恵待遇を要求することができる。輸入時には、他に必要な書類はない。AUSFTAは輸入者に着目しており、輸出者は原産地宣誓を作成する必要はない。但し、実務上、輸出者はオーストラリア政府が示した標準原産地証明書を作成している。

b. 事後検認

輸入国当局は、輸入者に対して、輸入後に原産地を示す証拠の提出を要請することができる。また、輸入国は輸出国の輸出者又は生産者に対して書面で情報提出を要求し、さらに、輸出者又は生産者の施設の現地検証をすることもできる。

c. 事前教示制度

輸出者、輸入者、生産者は、その輸出製品が原産資格を有するか否かについて事前教示を得ることができる。かかる要請があった場合、輸入国当局は120日以内に回答する。当該事前教示は、同様の事実関係を有する輸入に適用される。

d. バック・トゥ・バック原産地証明書

特段の定めなし。

e. 第三者インボイス

特段の定めなし。

f. 書類要件

輸入者は、輸入、輸出、生産について、輸入の日から最低5年間記録を保存しなければならない。製品の購入、費用、価格、支払いのほか、製品の製造に用いた全ての原料などの説明がこの記録に含まれる。

4. 協定資料のリンク先

• 協定本文:

http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/us_fta/final-text/index.html

関税削減ステージング:

オーストラリア:

http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/us_fta/final-text/Annex2b_Tariff_Elimination/Annex_2-B_Australia_Tariff_Schedule.pdf

米国:

http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/us_fta/final-text/Annex2b_Tariff_Elimination/Annex_2-B_US_Tariff_Schedule.pdf

- 原産地規則 Chapter 5: <u>http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/us_fta/final-text/chapter_5.html</u>
- 品目別規則 Annex 5-A: http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/us_fta/final-text/Annex_05_roos.pdf

H. インド・韓国包括経済連携協定(IK-CEPA)

本協定は、2010年1月1日に発効した。

1. 関税撤廃・削減のモダリティ

韓国の関税分類品目の93%、インドの関税分類品目の85%が関税撤廃又は削減の対象となる。削減のステージングは、2006年4月1日時点のMFN関税率がベースとなる。以下の関税撤廃・削減のステージング表、また、各カテゴリーにおけるHS84類、85類、87類の該当品目数を添付資料(4. 協定資料のリンク先)に記載したので、参照されたい。

a. 関税撤廃品目

品目により、Category E-0 (本協定発効と同時に撤廃)、Category E-5 (協定発効日を最初とする5段階で、4年目の1月1日に撤廃)、Category E-8 (協定発効日を最初とする8段階で、7年目の1月1日に撤廃)の3種類に分かれている。

b. 関税削減品目

Category RED は協定発効日を最初とする 8 段階で、7 年目の 1 月 1 日に 1-5%までに削減される。

Category SEN は、インド側は 10 段階の関税削減をおこない、9 年目の 1 月 1 日 に 50%までに削減する。韓国側は 8 段階で、7 年目の 1 月 1 日に 50%までに削減する。

c. 除外品目

Category EXC は関税の削減・撤廃の対象とならない。

2. 原產地規則

a. 総則

IK-CEPA は品目別規則が設定されていない品目について、税分類 6 桁の関税分類変更基準と 35%の付加価値基準の双方を満たすことを要求している。HS84 類、85類、87類の品目に適用される品目別規則では、概ね、関税分類 4 桁または 6 桁の変更に加えて 40% (一部は 50%) の付加価値が求められる。

付加価値基準の計算は以下の式による。

RVC (%) = <u>FOB 製品価格 - CIF 非原産材料価格</u> × 100 FOB 製品価格

b. 原材料累積規則

一方締約国の原産材料が他方締約国で製造に用いられた場合、他方締約国の原産 材料とみなされる。

c. 僅少

HS 第 1 乃至 14 類及び第 50 乃至 63 類を除き、品目別規則の関税分類変更基準が要求する関税分類変更の生じない非原産材料が、FOB 価格の 10%を超えない場合、関税分類変更基準はみたされたものとみなされる。

第50万至63類の製品については、関税分類変更の生じない非原産繊維材料が、 繊維原料の総重量の7%を超えない場合であって、他の基準を全て満たすことを要 件に原産性が承認される。

3. 原產地証明制度

第三者証明制度のみを採用。輸出者は輸出国において事前審査を申請しなければならない。

一通の証明書は、一度の船積みで数度の輸入手続きを要する場合にも、数度の船積みで一度の輸入手続きで済む場合にも利用できる。

a. バック・トゥ・バック原産地証明書

特段の定めなし。

b. 第三者インボイス

原産地規則を満たしている限り、認める。

c. 事前教示

締約国は、輸入者、輸出者、生産者の求めに応じて事前教示をおこなうこととされている。

d. 原産地証明書の発給当局

インドではインド輸出検査協会(the Export Inspection Council of India)又はその他授権された機関であり、韓国では、韓国税関(the Korea Customs Service)、韓国商工会議所(Korea Chamber of Commerce and Industry)又はその他授権された機関である。

e. 事後検認

輸入国当局は、無作為抽出で、または原産性に合理的な疑問を持った場合、輸出国の発給当局に特恵関税資格を有するか否かを遡って調査することを依頼できる。当該依頼のあった場合、輸出国の発給当局は3ヶ月以内に返答するとともに、6ヶ月以内に検認の結果を送付する。かかる期間、輸入国当局は、FTA特恵関税率の適用を停止することができる。

かかる検認に輸入国当当局が満足できない場合、輸入国当局は、例外的に、輸出者・生産者への情報・書類の提出要求、輸出者・生産者への質問表の送付、輸出者・ 生産者の施設での現地検証などを行うことができる。

f. 書類要件

輸出者、生産者、輸入者は、証明書発給の日から最低5年間、原産地証明書申請 書及び全ての関連書類を保持しなければならない。

4. 協定資料のリンク先

協定全文(関税削減ステージング表、原産地規則、品目別規則、原産地証明書の見本を含む):

http://commerce.nic.in/trade/INDIA%20KOREA%20CEPA%202009.pdf

• 関税削減表:

韓国:

http://www.fta.go.kr/pds/fta korea/india/eng/CEPA CHAP2 ANNEXA1 E.PDF

インド

http://www.fta.go.kr/pds/fta_korea/india/eng/CEPA_CHAP2_ANNEXA2_E.PDF

- 原産地規則 Chapter 4: http://www.fta.go.kr/pds/fta_korea/india/eng/CEPA_CHAP4_E.PDF
- 品目別規則 Annex 3A:
 http://www.fta.go.kr/pds/fta_korea/india/eng/CEPA_CHAP3_ANNEXA_E.PDF

原産地証明書の見本:
 http://www.fta.go.kr/pds/fta korea/india/eng/CEPA CHAP4 ANNEXB E.PDF

I. EU·韓国自由貿易協定

2009 年 10 月 15 日に署名されたものの、2010 年 1 月現在において実施に至っていない。

1. 関税撤廃・削減のモダリティ

即時撤廃から 20 年間の段階的撤廃までのカテゴリーに分かれる。EU は 76.6%の 関税項目を協定発効日に即時撤廃し、2012 年までに合計 95.8%の関税項目について 撤廃する。韓国は、69.4%について関税を即時撤廃し、2012 年までに合計 99.1%関 税項目について関税を撤廃する。米及びその他一部農産品は除外される。

a. Category 0, 3, 5, 7, 10

カテゴリー番号に応じて、協定発効時に即時撤廃、または協定発効日から3ヵ年、5ヵ年、7ヵ年、または10ヵ年で段階的に撤廃。HS84類、85類、87類の該当品目数を資料(4. 協定資料のリンク先)中の表に記載したので参照されたい。

2. 原産地規則

a. 総則

品目により、4桁の関税分類変更基準、工場出荷価格ベースでの付加価値基準(品目別規則では非原産材料の価値率の上限を示す)、加工工程基準、これらの併用、などの基準が用いられる。

HS84類、85類、87類に属する品目の一部には、50%又は55%の付加価値基準の みが採用されているが、ほとんどの品目には、関税分類変更基準と付加価値基準の 選択制となっている。モノリシック集積回路については、加工工程基準が採用され ている。

b. 累積

一方の締約国の原産品である材料は原産材料として加算できる。

c. 僅少

HS50 乃至 63 類の品目以外の全ての品目について、非原産材料の価格合計が製品工場渡し価格の 10%以下である場合に原産資格を認める。

d. 関税還付

本協定では、関税還付についてHS 2007 第8407, 8408, 8522, 8527, 8529, 8706, 8707 及び 8708項に分類される部品輸入及び第8703, 8519, 8521項及び8525 乃至8528項の輸出についてモニターし、また、関税還付について協議することとされている。

e. 外部加工

韓国外の朝鮮半島における加工の取扱について特別委員会で協議するととしている。

3. 原産地証明制度

a. 認定輸出者制度

認定輸出者による自己証明制度を採用。輸出者がそのインボイスその他の商業書類上に原産を宣誓することにより、有効な原産地証明とされる。6000 ユーロ以上の出荷について、輸出者は、輸出国の関税当局に、当該当局が満足する保証をおこなう。輸出国当局は、その法令により適切とされる輸出者を認定輸出者と認定することができる。インボイス宣誓は、発行から12ヶ月の間有効である。

本 FTA においては、政府証明制度は定められていない。

b. バック・トゥ・バック原産地証明書

特段の定めなし。

c. 第三者インボイス

特に定めはない。インボイス宣誓は輸入国に提出されるインボイスに限定される ものではなく、関連する商業書類上におこなうことができる。当該宣誓があれば、 輸入国に提出されるインボイスを発行するのが誰であるかは問題とならない。

d. 事前教示

締約国は、貿易従事者の要請があったときは、事前教示を行わなければならない。

e. 書類要件

インボイス宣誓を行う輸出者は、輸出国の税関当局の要請に応じ、原産資格の証明する全ての書類を提出できるよう備えておかなければならない。輸入国の法令により要求された場合にも、原産性の証拠を輸入国税関に提出しなければならない。特に、製品の加工工程、原料の原産資格、原料の作業又は加工工程、締約国外での作業・加工などを証する書面・証拠が必要となる。

輸出者は、これらの書類とインボイス宣誓の写しを5年間保存しなければならない。

4. 協定資料のリンク先

• 協定本文:

http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=443&serie=273&langId=en

ステージング表:

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2009/october/tradoc 145143.pdf

• 原産地規則:

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2009/october/tradoc_145192.pdf

原産地証明書の見本:
 http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2009/october/tradoc_145192.pdf

J. シンガポール・オーストラリア自由貿易協定(SAFTA)

2003年7月28日、本協定は発効した。

1. 関税撤廃・削減のモダリティ

両国は、全ての関税を2003年7月28日の協定発効日に撤廃した。

2. 原產地規則

a. 総則

通常の付加価値基準を採用する。品目別規則はない。

一般的に、締約国内付加価値が製造原価の 50%以上であることが必要である。シンガポールにとって特に重要な選定品目 (Annex 2d に記載、HS84 類、85 類、87 類に属する 114 品目を含む) については 30%とされている。付加価値の計算は以下の式による。

b. みなし原材料 (DMRS)

締約国の生産に用いられた非締約国の原材料について、当局により認められた場合、場合には、当該締約国の原産とみなされる。

c. 域外加工費用(Outward Processing Costs)の累積

製造工程に他国での加工が介在しても、製造の全段階を通じてオーストラリアかシンガポールで発生した費用であれば付加価値計算に加算することを認める。この規定は、繊維、衣類、靴、乗用車、宝飾品などには適用されない(詳しくは SAFTA Annex 2)。

d. 累積

生産者は相手国の原産原料を自国の付加価値に含めることができる。この場合、 当該原料の全価格を付加価値計算に加えることができる。

3. 原產地証明制度

政府認証方式と認定輸出者方式の長所を組み合わせた二層認証制度を採用した。

輸出毎に、原産地証明書と輸出者又は生産者の製品が締約国の生産品又は製造品であることの輸出者の宣誓書を要する。但し、当該原産地証明書は発行から2年間に輸出される複数の出荷に使用できる。輸入者は、最初の出荷(証明書発行後1年以内でなければならない)の際に原産地証明書を提出し、その後の出荷時には、当該証明書の写しの提出で足りる。輸出者の宣誓書(EDN)は、各輸入時にを提出しなければならない。

a. バック・トゥ・バック原産地証明書

特段の定めなし。

b. 第三者インボイス

特段の定めなし。

c. 原産地証明書の発給当局

オーストラリアでは、オーストラリア商工会議所(the Australian Chamber of Commerce and Industry (ACCI))、オーストラリア産業団体(the Australian Industry Group (AiG))である。シンガポールでは、税関である。

輸入国税関当局が、製品が他方当事国の原産品ではないと信じる十分な理由がある場合、生産者・輸出者への質問状の送付、生産、製造、輸出に関する記録の提出要求、生産者・輸出者の同意を得て製造者・輸出者の工場又は施設の現地検証などを行うことができる。

d. 事後検認

輸入国は、原産地を確認するため、輸出者または生産者への質問状の送付、生産・輸出記録の提出、また輸出国の承認を得て、輸出者または生産者の事業所において書類の検証をおこなうことができる。当該検証は、90 日以内に完了しなければならない。

e. 書類要件

生産者、製造者、輸出者は、原産地証明書の日から最低5年間、輸入者は輸入の日から5年間、関係記録を保存しなければならない。生産者、製造者、輸出者に輸出品、原材料の購入、費用、価格、支払いの記録、輸出品の生産・製造の記録等につき記録保存義務を課している。

4. 協定資料のリンク先

● 協定全体:

http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/safta/

• 原産地規則 Chapter 3:

http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/safta/chapter_3.pdf

• 原産地規則付属書 Annex 2a, 2b, 2c, 2d:

http://www.dfat.gov.au/trade/negotiations/safta/annex_2_a.pdf http://www.fta.gov.sg/safta/safta%20section%20c%20articles%2011%20and%2012.pdf

K. 韓国・シンガポール自由貿易協定(KSFTA)

2006年3月2日、本協定は発効した。

1. 関税撤廃・削減のモダリティ

シンガポールは、すべての関税を2006年3月2日の協定発効時に撤廃した。韓国は、シンガポールからの輸入の約75%について協定発効時に関税を撤廃し、他の品目については、5年から10年の期間をかけて関税を削減する。その詳細は協定付属書3Aに規定されている。また、2008年1月より、HS2007に移行している。

2. 原產地規則

a. 総則

KSFTA は、(1)完全生産された物品、(2) 品目別規則に規定する関税番号変更基準、または付加価値基準(FOB ベースで 45%若しくは 55%の域内付加価値)をみたした物品について、域内原産とする。さらに、韓国からシンガポールへの輸入品であって Annex 4b に記載のある品目は、域内原産とする。

付加価値(RVC)の計算は以下の式による。

RVC (%) = <u>関税評価額(FOB)- 非原産材料価格</u> × 100 関税評価額(FOB)

b. 域外加工費用(Outward Processing Costs)

KSFTA は、プラスティック、機械・器具、電子、光学製品、医療、精密機械の うち Annex 4 に記載する物品の製造工程の途中で第三国での加工をおこなっても、 が介在しても、韓国またはシンガポールで発生した全段階の製造費用を付加価値計 算に加算することが認められる。但し、当該加工財の所有権が域外加工の前後で変 更がないこと、また、非原産材料価格の合計額は製品の関税評価額の40%以下であり、かつ、原産材料価格が製品の関税評価額の45%以上である必要がある。

c. 累積

原料が原産資格を有する場合には、その全価格を付加価値計算に加えることができる。

d. 僅少

関税番号変更基準を満たさない非原産材料の価格が製品価格の10%である場合、 僅少として、同基準を充足するものとする。HS1類から14類(動物、野菜、食品) については除外。また、HS50類から63類については、重量比で8%を基準とする。

3. 原產地証明制度

a. 第三者証明制度

第三者証明制度のみ採用されている。輸入者は、輸入時に原産地証明書の原本を提示しなければならない。原産地証明書は、一度の船積みにのみ有効である。1000米ドル以下の船積みの場合又は輸入国が証明書の要求を放棄した場合については、原産地証明書は不要である。

原産地証明書の有効期限は1年である。

b. バック・トゥ・バック原産地証明書

特段の定めなし。

c. 第三者インボイス

特段の定めなし。

d. 原産地証明書の発給当局

韓国では、韓国税関、韓国商工会議所又はその他授権された機関である。シンガポールでは、税関である。

e. 事後検認

輸入国の関税当局は、原産地資格について事後検認を行うことができる。その方法として、輸入者へ質問、資料提出を求めた後、(i) 輸入国の関税当局を通じて、輸出者、生産者の生産及び原価計算情報を求めること、(ii) 輸出者、生産者の了解を得て、当該者の施設内での現地兼任をおこなうこと、(iii) その他、当事国間でどういされた方法、を行うことができる。

f. 事前教示

輸入国関税当局は、輸入者、輸出者、生産者から要請があったときは、関税分類、 原産性などについて、書面による事前教示をおこなわなければならない。当該事前 教示は、必要な情報を入手した後、遅くとも 90 日以内におこなうものとする。輸入国は、当該事前教示を 3 年間維持しなければならない。

g. 書類要件

輸出者お呼び生産者は、原産地宣誓の写し及びその他の関連書類を原産地証明書発行の日から最低5年間保存しなければならない。輸入者は輸入手続書類を輸入の日から最低5年間保存しなければならない。

4. 協定資料のリンク先

• 協定全体:

http://www.fta.gov.sg/ftas_ksfta_legal.asp

- 関税削減表: Annex 3A (updated and effective January 1, 2008):
 http://www.fta.gov.sg/ksfta/annex%203a%20-%20tariff%20elimination%20schedule.p
- 原産地規則:

http://www.fta.gov.sg/ksfta/korea-singapore%20free%20trade%20agreement%20(ksfta) chap4.pdf

品目別規則 Annex 4A:

http://www.fta.gov.sg/ksfta/annex%204a%20-%20specific%20rules%20of%20origin.pdf

韓国原産が認められる品目, Annex 4B:

http://www.fta.gov.sg/ksfta/annex%204b%20-%20originating%20goods%20referred%20to%20in%20article%204.3.pdf

• 域外加工 Annex 4C:

http://www.fta.gov.sg/ksfta/annex%204c%20-%20the%20goods%20referred%20to%20in%20article%204.4.pdf

税関手続(証明書手続き、検認を含む)

http://www.fta.gov.sg/ksfta/korea-singapore%20free%20trade%20agreement%20(ksfta) chap5.pdf

L. インド・シンガポール包括経済協力協定 (CECA)

インド・シンガポール包括経済協力協定は 2005 年 8 月 1 日に発効した。また、 2007 年 12 月 20 日、両国は修正議定書に署名した。

1. 関税撤廃・削減のモダリティ

シンガポールは、2005年4月1日の協定発効と同時に、全品目の関税を即時撤廃した。

インドは、当初の協定において、関税分類品目 11,666 品目 (8 桁ベース) のうち 2,708 品目 (23.2%) の関税を 2009 年までに撤廃、2,407 品目 (20.6%) の関税を削減、6,551 品目 (56.2%) を関税譲許から除外することとした。

2007年12月20日、両国は修正議定書に署名し、インドは新たに539品目について撤廃・削減に合意した。修正により、インドの撤廃・削減の対象がシンガポールからの輸出額で約83%から93%にまで高められた。

a. 即時撤廃·段階的撤廃品目

インドは、即時撤廃 506 品目 (3.3%) 及びステージングによる撤廃 2202 品目 (18.9%) により、合計 2,708 品目の関税を撤廃した。それぞれについて HS84 類、85 類、87 類の該当品目数を添付の資料中の表に記載したので参照されたい。

2007年12月20日の修正議定書により、インドはさらに404品目について2009年までに撤廃し、2011年12月1日までに307品目について、2015年12月1日までに97品目について撤廃する。

b. 段階的削減品目

インドは、当初の協定において、2407 品目(20.6%)の関税が、2005 年 4 月 1 日から 5 段階で削減される。HS84 類、85 類、87 類の該当品目数を添付の資料(4. 協定資料のリンク先)中の表に記載したので参照されたい。

インドは、さらに 2007 年 12 月 20 日の修正議定書により、さらに 135 品目の関税率を 2015 年 12 月 1 日までに 5 %に引き下げることに合意している。

c. 除外品目

インドでは HS72 類と 87 類、つまり鉄と自動車は、強力に保護されており、約90%がここに分類される。HS84 類、85 類、87 類の該当品目数を添付の資料(4.協定資料のリンク先)中の表に記載したので参照されたい。

d. 追加撤廃・削減

上述の通り、インドは、2007年12月20日、539品目について撤廃・削減に合意した。HS84類、85類、87類の該当品目数を添付の資料(4. 協定資料のリンク先)中の表に記載したので参照されたい。

2. 原產地規則

a. 総則

物品が本FTAの特恵関税率の適用を受けるためには、完全に獲得又は生産基準、4桁の関税分類変更かつFOB価格ベースで40%付加価値、または品目別規則(設

定されている品目に限る)、のいずれかを充足しなければならない。品目別規則は、4桁(heading)の関税分類変更、6桁(subheading)の関税分類変更項、40%の付加価値、4桁(heading)の関税分類変更且つ40%付加価値、のいずれかに基づく。84類及び85類の品目別規則を添付の資料(4.協定資料のリンク先)に記載したので参照されたい。HS87類に関しては品目別規則はない。

付加価値の計算は、次のいずれかによる。

直接法

40% ≥ <u>原産材料価格 + 直接労務費 + 直接経費 + 利益</u> × 100 FOB 価格

間接法

60%≤ <u>非原産材料価格</u> × 100 FOB 価格

b. 累積

原料が原産資格を有する場合には、その全価格を付加価値計算に加えることができる。

c. 僅少

特段の定めなし。ただし、インドが二国間協定、地域協定または多国間協定によって第三国に僅少ルールや域外加工ルールを認めた場合には、インドは、同様のルールを本協定においても認めることとされている。現在、シンガポール政府はインド・韓国 CEPA の僅少規定について検討中である。

3. 原產地証明制度

a. 第三者証明制度

IS-CEPA は第三者証明制度のみを採用している。原産地証明書は、一度の船積みにのみ有効である。原産地証明書の有効期限は1年である。

b. バック・トゥ・バック原産地証明書

特段の定めなし。

c. 第三者インボイス

特段の定めなし。

d. 事後検認

輸入国関税当局は、原産地証明書に記載された情報の真実性について合理的な疑いがある場合には、輸出国の発給当局に対して原産について事後検認を行うよう要求できる。輸出国の発給当局は、30日以内に回答しなければならない。かかる回

答によってもなお疑念がある場合輸入国関税当局、輸出国当局に通知し、また生産者・輸出者の同意を得て、その工場・施設を現地検証する

輸入国当局は、検認の結果が出るまで、輸入に対して担保の提供などの暫定措置 を課すことができる。

e. 事前教示

輸出者、輸入者、生産者は、その輸出製品が原産資格を有するか否かについて事前教示を得ることができる。かかる要請があった場合、輸入国当局は120日以内に回答する。

f. 書類要件

輸出者は、最低2年間原産地証明書の写しとその補助書類を保存しなければならない。

4. 協定資料のリンク先

• 協定本文:

http://www.fta.gov.sg/ftas ceca legal.asp

• 関税削減表:

http://www.fta.gov.sg/fta_ceca.asp?hl=6

• 原産地規則 Chapter 3:

http://www.fta.gov.sg/ceca/india-singapore%20comprehensive%20economic%20cooperation%20agreement_chap3.pdf

● 品目別規則:

http://www.fta.gov.sq/ceca/annex%203a%20-%20product%20specific%20rules.pdf

 原産地証明書運用上の規則 <u>http://www.fta.gov.sg/ceca/annex%203b%20-%20operational%20certification%20pro</u> cedures.pdf

M. 米国・シンガポール自由貿易協定(USSFTA)

米国・シンガポール自由貿易協定は、2004年1月1日に発効した。

関税撤廃・削減のモダリティ

シンガポールは、2004年1月1日の協定発効と同時に全ての関税を廃止した。

米国は、協定発効から 4 年で 92%の関税を撤廃し、10 年間で段階的に全ての関税を廃止することに合意している。米国の関税撤廃のスケジュール及び HS84 類、85 類、87 類の該当品目数は資料 (4. 協定資料のリンク先) 中の表を参照されたい。

2. 原産地規則

a. 総則

USSFTA は、品目別規則により原産の要件を規定している。製造品では、関税分類変更基準のみ、付加価値基準(35%から60%)のみ、関税分類変更基準と付加価値基準の併用、加工工程基準、のいずれかが採用されている。

化学製品、プラスティック、ゴム製品などでは、分子構造の変化を求める化学工程ルール (chemical process-definition rule) が加重されている。また、ほとんどの繊維製品に yarn-forward rule 適用され、合衆国又はシンガポールの原産である糸から当事国で裁断 (または編み上げ)、縫製、仕上げが行われなければならないこととされている。

付加価値基準は、品目別規則にしたがって、次のいずれかの計算式が適用される。

控除方式 (Build-down Method)

RVC (%) = <u>調整後 FOB 価格 - 非原産材料価格</u> × 100% 調整後 FOB 価格

積み上げ方式 (Build-up Method)

RVC (%) = 原産材料価格 + 直接労務費 + 直接経費 + 利益 \times 100% 調整後 FOB 価格

b. Integrated Sourcing Initiative(ISI)

ISI リストに登載された製品が原産品判定を受けるためには、米国とシンガポールの間は直送されなければならない。266 品目が登載され、そのほとんどは HS84類、85類、87類に属し、WTO 情報技術協定(ITA)の対象品目及び医療機器である。

c. 回収製品(Recovered Goods)

中古品の解体によって得られた部品で、洗浄、検査その他正常作動のための改良のための工程の結果として得られた製品は、原産資格を得る。

d. 再生製品(Remanufactured goods)

エンジン、機械、自動車部品のうち、回収製品を再生した製品で、新品と同程度の寿命と機能を有し、新品と同様の保証を付される場合には、原産資格が与えられる。

e. 累積

原料が原産資格を有する場合には、その全価格を付加価値計算に加えることができる。

f. 僅少

関税分類変更基準を満たさない非原産材料の価格が製品価格の10%であることを僅少基準とする。但し、繊維製品については別途の僅少ルールが設けられている。

3. 原産地証明制度

a. 輸入者による自己証明制度

自己証明制度を採用。輸入者は、USSFTAによる特恵待遇を申請する必要がある一方、輸出者は、輸入者より要求があった場合にのみ、原産地宣誓書を提供すれば足りる。

実務では、米国の輸入者は、シンガポールの輸出者に、何らかの原産地宣誓を作成するよう求める。シンガポールの輸出者は原産地宣誓書を準備しておく必要がある。自己証明に特定の様式はない。

但し、繊維製品については上述の自己証明制度は適用されず、原産地証明書を提供する必要がある

b. 事後検認

輸入国当局は、輸入者に対して、輸入後に原産地を示す証拠の提出を要請することができる。また、輸入国は輸出国の輸出者又は生産者に対して書面で情報提出を要求し、さらに、輸出者又は生産者の施設の現地検証をすることもできる。

c. 事前教示制度

輸出者、輸入者、生産者は、その輸出製品が原産資格を有するか否かについて事前教示を得ることができる。かかる要請があった場合、輸入国当局は120日以内に回答する。当該事前教示は、同様の事実関係を有する輸入に適用される。

d. バック・トゥ・バック原産地証明書

特段の定めなし。

e. 第三者インボイス

特段の定めなし。

f. 書類要件

輸入者は、輸入の時から5年間全ての関連記録を保存しなければならない。これには、購入、費用、価格、支払い、製品の原料などを含む。米国の税関に原産資格 を証明するのは輸入者の責任である。

4. 協定資料のリンク先

• 協定本文:

http://www.fta.gov.sg/ftas_ussfta_legal.asp

- 関税削減表 米国側 Annex 2b:
 http://www.fta.gov.sg/ussfta/fta_ussfta_agreement_annex2b_usts.pdf
- 原産地規則 Chapter 3:
 http://www.fta.gov.sg/ussfta/chapter 3 us.pdf
- 品目別規則 Annex 3a 及び Amended Annex 3a:
 http://www.fta.gov.sg/ussfta/fta_ussfta_agreement_annex3a.pdf
 http://www.fta.gov.sg/ussfta/amendments to annex 3a.pdf
- Integrated Sourcing Initiative: http://www.fta.gov.sg/ussfta/amendments to annex 3b.pdf
- 再生製品 Annex 3c:
 http://www.fta.gov.sg/ussfta/fta ussfta agreement annex3c.pdf

N. 中国・シンガポール自由貿易協定(CSFTA)

本協定は2009年1月1日に発効した。

1. 関税撤廃・削減のモダリティ

CSFTA のモダリティは、ACFTA における中国とシンガポールの約束に基づいている。CSFTA により、シンガポールは、他の ASEAN 加盟国よりも早い時期に自由化の利益を享受することができる。

中国の譲許は、ACFTA の全ての normal track 品目を対象とし、シンガポールの譲許は、sesitive track 品目に及ぶ。CSFTA の発効時に中国はシンガポールからの輸出の 87.5%につき関税を撤廃し、シンガポールは全ての関税を撤廃した。2010 年 1 月 1 日現在、中国は 97.1%の品目につき関税を撤廃した。これには、HS84 類、85 類、87 類の全品目が含まれる。

2. 原産地規則

a. 総則

品目別規則が設定されている品目を除き、原産品は、領域内において完全に得られ又は生産されたこと、又は、40%以上の付加価値(RVC)のいずれかを満たさなければならない。

付加価値基準の判定は以下の式による。

RVC (%) = <u>FOB 製品価格 - CIF 非原産材料価格</u> × 100 FOB 製品価格

b. 品目別規則

CSFTA の品目別規則は2009年6月1日に発効し、527品目が対象となっている。 HS84類、85類、87類の品目は対象になっていない。但し、2010年に品目別規則 の再交渉が行われる可能性がある。

c. 累積

締約国の原産品が材料として他方の締約国で製品に使用される場合、その原産材料はその生産が行われた国の原産品とみなされる。

d. 僅少

非原産材料の価格合計が製品価格の 10%以下である場合に原産資格を認める。但 し、原産地規則の他の全ての要件を満たすことが必要である。

3. 原產地証明制度

a. 第三者証明制度

第三者証明制度。輸出者又は生産者は、原産地証明書の申請書を、適切な関係書類を添えて提出しなければならない。原産地証明書は英語で、輸出者の名称、所在地、荷受人、輸送手段、製品の説明を記載している必要がある。協定に原産地証明書のサンプルが示されている。原産地証明書は一回の輸入につき有効である。また、原産地証明書は12ヶ月有効である。

b. バック・トゥ・バック原産地証明書

特段の定めなし。

c. 第三者インボイス

製品の原産性が認められる限り、認める。

d. 当局

中国では、Administration of Quality Supervision, Inspection and Quarantine (AQSIQ) 及びこれらの地方支局が担当する。シンガポールは税関が担当する。

e. 事後検認

輸入国当局が、製品が原産品でないと信じる合理的な根拠があり、相当な関税額が関係する場合、輸入国当局は、次の方法により原産地を証明する書証の事後検証をおこなうことができる。

原産地証明書は真正に作成されたものであることを輸入者に確認すること。

輸出者に対して生産、製造、輸出に関する記録の提出を求めること。

輸出国当局に対して、原産性についての検証を求めること。

その他、両国が合意した方法。

f. 事前教示

輸出者、輸入者、その他の者は、輸入行為の3ヶ月前までに、輸入品の原産性について輸入国当局に事前教示を求めることができる。輸入国当局は、60日以内に事前教示を発しなければならない。また、締約国は国内法において事前教示は2年以上有効であることを定める。

g. 書類要件

生産者、輸出者、輸入者は書類の原本を3年間保存しなければならない。

4. 協定資料のリンク先

• 協定本文:

http://www.fta.gov.sg/ftas csfta legal.asp

- 関税削減表: Annex 1a and Annex 1b: http://www.fta.gov.sg/csfta/annex1a_chinatariffeliminationschedule.pdf
 http://www.fta.gov.sg/csfta/annex1b_singaporetariffeliminationschedule.pdf
- 原産地規則 Chapter 4:

http://www.fta.gov.sg/csfta/chapter4 rulesoforigin.pdf

- 品目別規則 Annex 2: http://www.fta.gov.sq/csfta/annex2_product%20specific%20rules.pdf
- 原産地証明書の見本:
 http://www.fta.gov.sg/csfta/annex3 formats of coo.pdf

O. 日本・インドネシア経済連携協定(JIEPA)

2008年7月1日、協定発効。

1. 関税撤廃・削減のモダリティ

JIEPA では、一般モダリティに加えて、特定用途免税制度 (Users' Specific Duty Free Scheme (USDFS)) 4 というモダリティがある。一般モダリティにおいて、日本とインドネシアは、それぞれ 2008 年 7 月 1 日の協定発効時にそれぞれ 80%、58%の品目につき関税を撤廃した。インドネシアは、残りの関税を、sensitive list 品目を除き、3 年から 15 年かけて削減又は撤廃する。日本は、残りの関税のほとんどを 3 年から 10 年以内、いくつかの農産品につき 15 年以内で削減又は撤廃する。日本のseinsitive list 品目は、米、小麦、肉を含み、関税分類品目の 10%、貿易額の 1%に相当する。関税が撤廃される関税分類品目は、日本は 7 年以内に 93%、インドネシアは 10 年以内に 90%となる。

特定用途免税制度により、自動車、重機、電気、または石油・ガス・電力産業または鉄鋼サービスセンターが直接使用する特定の鉄鋼原材料につき、インドネシアは、0%関税での輸入を認めている。その条件として、輸入品は、仕様、グレード、量、納入時期において使用者の要求を満たすものであり、国内では生産されていないものであること、直接に対象産業で利用されるものである必要がある。また、上述の産業分野の使用者は経済特区等に所在するものである場合にも、この制度が適用される。さらに、石油、ガス、発電分野では、輸入品は、日本又はインドネシアの投資家が相当の持分を有するプロジェクトに利用する必要がある。

HS84類、85類、87類の品目については、日本は、協定発効時に全ての関税を撤廃し、インドネシアは、即時撤廃又は段階的削減する。関税撤廃のステージング及び該当品目数を資料(4.協定資料のリンク先)中の表に記載したのて参照されたい。

2. 原産地規則

a. 総則

JIEPA は、品目別規則により、各品目の原産地規則を定めている。多くの品目で、関税分類変更基準又は付加価値基準により規定されている。付加価値基準はほとんどの品目について FOB 価格の 40%以上としている。いくつかの品目では、付加価値基準、関税分類変更基準、特定の製造加工工程基準、又はこれらの併用の選択を認めている。HS84 類、85 類、87 類の品目については、40%の付加価値か 6 桁の関税分類変更の選択である。

付加価値基準の計算は以下の式による。

また、JIEPAは、HS 2002年版を用いていることに注意を要する。

⁴ 付属書1インドネシア・一般的注釈第2条。

b. 累積

締約国が本協定による特恵的取り扱いを受け得るある物品の製造にあたり、他の 締約国の原産品を使用する場合、その原産材料はその生産が行われた国の原産品と みなすことができる。

c. 僅少

HS28 類乃至 49 類、64 類乃至 97 類について、関税分類の変更を生じない非原産 材料の価格合計が製品価格の 10%以下であること。HS50 類乃至 63 類の品目につい ては、重量の 7%とする。

3. 原產地証明制度

第三者証明制度のみを採用する。原産地証明書は12ヶ月有効である。一回の船積みにのみ使用できる。日本からの船積みには「Form JIEPA」、インドネシアからの船積みには「Form IJEPA」と呼ばれるフォームによる。200米ドル以下の船積みには、原産地証明書は不要である。

a. バック・トゥ・バック原産地証明書

特段の定めなし。

b. 第三者インボイス

運用上の規則第7条により、輸入国当局は第三国の会社が発行したインボイスまたは輸出者が当該会社のために発行したインボイスを受け容れることとされている。

c. 事前教示

特段の定めなし。

d. 特定用途免税制度

特定用途免税制度を利用する生産者及び鉄鋼サービスセンターは、インドネシア 工業省(the Indonesian Ministry of Industry)に登録しなければならない。

e. 当局

日本は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部原産地証明室、インドネシアは、商業省(the Indonesian Ministry of Trade、MOT)の Directorate Export and Import Facilitation。

f. 事後検認

輸入国当局は、原産性の検証のため、輸出国に対して原産性を示す証拠を3ヶ月以内に提供するよう求めることができる。かかる情報に満足しない場合、輸入国当局は、輸出国の立ち会いのもと製造者・輸出者の工場又は施設で現地検証をおこな

い、またその前後に輸出国当局に生産、製造、輸出に関する記録の提供を求めることができる。

g. 書類要件

輸出者及び生産者は、原産地証明書発行日から最低5年間原産地関連記録を保存しなければならない。

4. 協定資料のリンク先

- 協定本文:
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j asean/indonesia/pdfs/mokuji.pdf
- 関税削減表 Annex 1
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/pdfs/fuzoku01.pdf (インドネシア側譲許スケジュールはAnnex 1のPart 3、Section 2(Schedule of Indonesia)を参照)
 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/annex1.pdf
- 原産地規則 Annex 1
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j asean/indonesia/pdfs/fuzoku01.pdf
 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/annex1.pdf
- 品目別規則 Annex 2
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j asean/indonesia/pdfs/fuzoku02.pdf
 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/annex2.pdf
- 運用上の規則(原産地証明書を含む)
 http://www.mofa.go.ip/region/asia-paci/indonesia/agree0807.pdf
- 特定用途免税制度実施規定 Decree No. 96/PMK.011/2008 on Import Duties under the USDFS for the JIEPA, dated June 30, 2008
 http://ditjenkpi.depdag.go.id/Umum/IJEPA/Peraturan%20Menteri%20Keuangan%20tentang%20Penetapan%20Tarif%20Bea%20Masuk%20dalam%20IJ-EPA/2008PMK96PMK11.pdf
- 特定用途免税制度実施規定
 Decree No. 43/M-IND/PER/7/2008 on Industry
 Groups that can use USDFS, dated July 1, 2009
 http://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/jiepa/pdf/k 04.pdf
 http://ditjenkpi.depdag.go.id/Umum/IJEPA/Peraturan%20Menteri%20Perindustrian%20Tentang%20Verifikasi/Permen%20Verifikasi43.pdf

P. 日本・マレーシア経済連携協定(JMEPA)

2006年7月13日、協定発効。

1. 関税撤廃・削減のモダリティ

日本とマレーシアは、漸次、全品目の97%について、2006年7月13日の協定発効から10年間で関税を削減又は撤廃する。両国とも、繊維、衣類、農産品、木材について関税を即時に撤廃する。マレーシアは、ゴム、プラスティック、紙、紙の川下製品の関税を6年から8年かけて漸次撤廃するほか、化学製品、鉄、紙、自動車部品について、10年間で漸次撤廃又は削減する。日本は、協定発効時に林産品や熱帯果物の6613品目について無税扱いを認める。マレーシアは、他の製品の関税を10年以内に漸次撤廃又は削減する。自動車については、両国は、さらに自由化を行う旨の合意をしている。

HS84類、85類、87類の品目について、日本は、協定発効時に全ての関税を撤廃し、マレーシアは、即時撤廃又は段階的削減する。(関税撤廃のスケジュール及び該当品目数は資料(4.協定資料のリンク先)中の表を参照。)

2. 原産地規則

a. 総則

品目別規則により、各品目の原産地規則を定めている。多くの品目で、関税分類変更基準又は付加価値基準により規定されている。付加価値基準はほとんどの品目について FOB 価格の 40%以上としている。

付加価値計算は以下の式による。

また、本協定は、HS 2002 年版を用いていることに注意を要する。

b. 累積

締約国が本協定による特恵的取り扱いを受け得るある物品の製造にあたり、他の 締約国の原産品を使用する場合、その原産材料はその生産が行われた国の原産品と みなすことができる。

c. 僅少

HS28 類乃至 49 類、64 類乃至 97 類について、関税分類の変更を生じない非原産 材料の価格合計が製品価格の 10%以下であること。HS50 類乃至 63 類の品目につい ては、重量の 7%とする。

3. 原産地証明制度

第三者証明制度のみを採用する。原産地証明書は12ヶ月有効である。一回の船積みにのみ使用できる。「Form MJEPA」と呼ばれるフォームによる。200米ドル以下の船積みには、原産地証明書は不要である。

a. バック・トゥ・バック原産地証明書

特段の定めなし。

b. 第三者インボイス

運用上の規則第7条により、輸入国当局は第三国の会社が発行したインボイスまたは輸出者が当該会社のために発行したインボイスを受け容れることとされている。

c. 事前教示

輸入国当局は、輸入者、輸出者から求められたときは原産品の判断について事前 教示を与えるよう努力する。

d. 原産地証明書の発給当局

日本は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部原産地証明室、マレーシアは、通商産業省(the Malaysian Ministry of International Trade and Industry ,MITI)の Trade Services Division。

e. 事後検認

輸入国当局は、原産性の検証のため、輸出国に対して原産性を示す証拠を3ヶ月以内に提供するよう求めることができる。かかる情報に満足しない場合、輸入国当局は、輸出国の立ち会いのもと製造者・輸出者の工場又は施設で現地検証をおこない、またその前後に輸出国当局に生産、製造、輸出に関する記録の提供を求めることができる。

f. 書類要件

輸出者及び生産者は、原産地証明書発行日から最低5年間原産地関連記録を保存しなければならない。

4. 協定資料のリンク先

• 協定本文:

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/pdfs/wabun.pdf http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/content.pdf

• 関税削減表 Annex 1

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/pdfs/fuzoku01.pdf (マレーシア側譲許スケジュールはAnnex 1のPart 3、Section 2 (Schedule of Indonesia) を参照)

http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/annex1.pdf

品目別規則 Annex 2
 http://www.mofa.go.jp/mofai/gaiko/fta/i_asean/malavsia/kvotei/pdfs/fuzoku02.pdf

http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/annex2.pdf http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/annex3.pdf

運用上の規則(原産地証明書を含む)
 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/op.pdf

O. 日本・フィリピン経済連携協定(JPEPA)

2008年12月11日、協定発効。

1. 関税撤廃・削減のモダリティ

日本とフィリピンは、品目の94%について関税を撤廃することに合意した。フィリピンは、米と塩の6品目を除外し、5968品目のうち66%の関税を2008年12月11日の協定発効と同時に撤廃した。フィリピンは、残りの関税を11年かけて撤廃する。日本は、輸入割当てにかかる米、タバコ、牛肉、豚肉、スターチ、魚製品を含む522品目を除外し、農産品、工業製品の95%について協定発効時に関税を撤廃した。日本は、残りの関税を16年かけてゼロにする。フィリピンは、自動車、電気・電子機器、その部品などを含む工業製品のほとんどについて、10年以内に関税を撤廃する。プラズマテレビなどの高付加価値製品の関税は協定発効時に撤廃された。日本は、ほとんどの工業製品の関税を協定発効時に撤廃した。

但し、フィリピンには関税撤廃の時期を遅らせる交渉をおこなう権利があたえられている。この場合であっても、フィリピンは2013年1月1日までに撤廃しなければならない。

HS84類、85類、87類の品目について、日本は、協定発効時に全ての関税を撤廃し、フィリピンは、即時撤廃又は段階的削減する。関税撤廃のスケジュール及び該当品目数は資料(4. 協定資料のリンク先)中の表を参照されたい。

2. 原産地規則

a. 総則

JPEPA は、品目別規則 (PSR) 方式を採用している。品目によって、完全生産基準、関税分類変更基準、又は、FOB 価格の 40%以上の付加価値基準を満たす必要がある。原産地規則は HS2002 に基づく。付加価値計算は以下の式による。

また、JPEPAは、HS 2002年版を用いていることに注意を要する。

b. 累積

締約国が本協定による特恵的取り扱いを受け得るある物品の製造にあたり、他の締約国の原産品を使用する場合、その原産材料はその生産が行われた国の原産品とみなすことができる。

c. 僅少

HS28 類乃至 49 類、64 類乃至 97 類について、関税分類の変更を生じない非原産 材料の価格合計が製品価格の 10%以下であること。HS50 類乃至 63 類の品目につい ては、重量の 7%とする。

3. 原產地証明制度

第三者証明制度のみを採用する。原産地証明書は6ヶ月有効である。一回の船積みにのみ使用できる。「Form JPEPA」と呼ばれるフォームによる。200米ドル以下の船積みには、原産地証明書は不要である。

a. バック・トゥ・バック原産地証明書

特段の定めなし。

b. 第三者インボイス

運用上の規則第7条により、輸入国当局は第三国の会社が発行したインボイスまたは輸出者が当該会社のために発行したインボイスを受け容れることとされている。

c. 事前教示

特段の定めなし。

d. 原産地証明書の発給当局

日本は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部原産地証明室、フィリピンは、税関(BOC)の Export Coordination Division。

e. 事後検認

輸入国当局は、原産性の検証のため、輸出者に対して3ヶ月以内に情報提供を求めることができる。さらに、満足しない場合、検証のため、輸出者又は生産者の同意を得て、生産者・輸出者の工場又は施設の現地検証をおこない、また、輸出国の当局に生産、製造、輸出に関する記録の提供を求めることができる。

f. 書類要件

輸出者及び生産者は、原産地証明書発行日から最低5年間原産地関連記録を保存しなければならない。

4. 協定資料のリンク先

• 協定本文:

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/mokuji.pdf http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/epa0609/main.pdf

• 関税削減表 Annex 1:

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/fuzoku01.pdf http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/epa0609/annex1.pdf

• 品目別規則 Annex 2:

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/fuzoku02.pdf http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/epa0609/annex2.pdf

• 運用上の規則:

http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/agree0812.pdf

R. 日本・シンガポール経済連携協定(JSEPA)

本協定は2002年11月30日に発効し、2007年9月2日改正議定書が発効した。 但し、改正関税削減表及び原産地規則は2008年1月1日より効力を発した。

1. 関税撤廃・削減のモダリティ

シンガポールは、全ての関税を協定発効時に撤廃した。日本は、発効時に関税の77%を撤廃、改正時にさらに15%を撤廃した。関税撤廃は、石油化学製品10品目(日本は2010年6月までにゼロにする)を除き、即時撤廃である。HS84類、85類、87類の品目については、協定発効時に全ての関税が廃止されている。

2. 原產地規則

a. 総則

JSEPA は、品目別規則を採用している。完全生産基準、関税分類変更基準、又は、FOB 価格の 40%以上の付加価値基準を満たす必要がある。HS28 類から 40 類及び 50 類から 63 類については加工工程基準が適用される。HS84 類、85 類、87 類の品目については、40%の付加価値基準か 6 桁の関税分類変更基準の選択制である。

WTO 情報技術協定の Attachment A 又は B の品目は、日本かシンガポールで最終製品となる他の製品を製造するために用いられる場合には、原産材料として計算できる。 但し、HS8541.10 乃至 8542.90 の物品には適用されない。

LVC の計算は以下の式による。

LVC (%) = <u>FOB - 非原産材料価格</u> × 100 FOB JSEPA は、HS の 2002 年 1 月 1 日改定版を用いている。

b. 累積

締約国が本協定による特恵的取り扱いを受け得る物品の製造にあたり、他の締約 国の原産品を使用する場合、その原産材料はその生産が行われた国の原産品とみな すことができる。

c. 僅少

HS20類、21類について、関税分類の変更を生じない非原産材料の価格合計が製品価格の7%以下である場合に、HS28類乃至49類、64類乃至97類について、10%以下である場合に原産資格を認める。HS50類乃至63類の品目については、重量の7%とする。

3. 原産地証明制度

第三者証明制度のみを採用する。原産地証明書は12ヶ月有効である。一回の船積みにのみ使用できる。200,000円以下の船積みには、原産地証明書は不要である。

a. バック・トゥ・バック原産地証明書

特段の定めなし。

b. 第三者インボイス

特段の定めなし。

c. 原産地証明書の発給当局

日本は、商工会議所、シンガポールは税関。

d. 事後検認

輸入国税関は、輸入の日から3年間、輸出国に対して原産地証明書の正確性、真 正性について確認することを求めることができる。

e. 書類要件

特段の規定はないが、事後検認の規定から、実質的に、輸出者、生産者は、輸入の日から3年間、原産性に関する記録を保存することが求められている。

4. 協定資料のリンク先

• 協定本文:

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/pdfs/honbun.pdf http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/singapore/jsepa-1.pdf

• 修正議定書:

http://www.mofa.go.ip/mofai/gaiko/fta/i asean/singapore/pdfs/giteisho.pdf

http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/singapore/jsepa_a/protocol_ba.pdf

- 関税削減表 Annex I <u>http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/singapore/jsepa-2.pdf</u>
- 改正関税削減表 Annex I, Amended
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/singapore/pdfs/f_01.pdf
 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/singapore/jsepa_a/annex1.pdf
- 品目別規則(改正後) Annex IIa, Amended
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/singapore/pdfs/f_kaisei_a.pdf
 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/singapore/jsepa0711/attachment_a.pdf

T. 日本・タイ経済連携協定(JTEPA)

2007年11月1日、協定発効

1. 関税撤廃・削減のモダリティ

日本とタイは全品目の95%について、2007年11月1日の協定発効から10年以内に関税を撤廃する。日本は、タイからの輸入品の関税の92%について、2017年までに撤廃する。ほとんどの工業製品は協定発効時に即時関税撤廃された。タイは、日本からの輸入品の97%について、2017年までに関税を撤廃することに合意した。両国は、さらなる自由化について話し合う旨合意している。協定は、市場アクセスの改善に向けた再交渉のスケジュールを示している。

HS84 類、85 類、87 類の品目について、日本は、協定発効時に全ての関税を撤廃し、タイは、即時撤廃又は段階的削減する。(関税撤廃のスケジュール及び該当品目数は資料(4. 協定資料のリンク先)中の表を参照。)

2. 原産地規則

a. 総則

JPEPA は、品目別規則方式を採用している。物品は、完全生産基準、関税分類変更基準、FOB 価格の 40%以上の付加価値基準又は、特定製造加工工程基準(化学製品、繊維製品)を満たす必要がある。化学製品については、化学反応、精製、異性体分離、バイオ技術工程などを経た場合には、他の基準を満たすことは不要となる。繊維(HS50類から 60類)と衣類(HS61類及び 62類)については、関税分類変更基準または付加価値基準の充足に加え、加工二工程基準の充足が必要とされている。

付加価値計算は以下の式による。

QVC (%) = <u>FOB - 非原産材料価格</u> × 100 FOB 原産地規則は HS2002 に基づく。

b. 累積

締約国が本協定による特恵的取り扱いを受け得る物品の製造にあたり、他の締約 国の原産品を使用する場合、その原産材料はその生産が行われた国の原産品とみな すことができる。

c. 僅少

HS19 類乃至 24 類について、関税分類の変更を生じない非原産材料の価格合計が製品価格の 7%以下である場合に、HS28 類乃至 49 類、64 類乃至 97 類について、10%以下である場合に原産資格を認める。HS50 類乃至 63 類の品目については、重量の 10%とする。

3. 原產地証明制度

第三者証明制度のみを採用する。原産地証明書は12ヶ月有効である。一回の船積みにのみ使用できる。「Form JTEPA」と呼ばれるフォームによる。200米ドル以下の船積みには、原産地証明書は不要である。

a. バック・トゥ・バック原産地証明書

特段の定めなし。

b. 第三者インボイス

運用上の規則第2条規則7により、輸入国当局は第三国の会社が発行したインボイスまたは輸出者が当該会社のために発行したインボイスを受け容れることとされている。

c. 事前教示

特段の定めなし。

d. 当局

日本は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部原産地証明室、タイは、商務省 (the Thai Ministry of Commerce, MOC) の Department of Foreign Trade。

e. 事後検認

輸入国当局は、原産性の検証のため、輸出者に対して3ヶ月以内に情報提供を求めることができる。さらに、満足しない場合、検証のため、製造者・輸出者の工場 又は施設の現地検証、輸出国の当局に生産、製造、輸出に関する記録の提供を求めることができる。

f. 書類要件

輸出者及び生産者は、原産地証明書発行日から最低5年間原産地関連記録を保存しなければならない。

4. 協定資料のリンク先

• 協定本文:

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/mokuji.pdf http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/agreement.pdf

● 関税削減表 Annex 1:

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/fuzoku01.pdf http://www.thaifta.com/trade/jtepa/en-annex1-jpn.pdf http://www.thaifta.com/trade/jtepa/en-annex1-tha.pdf

• 品目別規則 Annex 2:

http://www.thaifta.com/trade/jtepa/en-annex2-psr.pdf http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j asean/thailand/pdfs/fuzoku02.pdf

原産地証明書運用上の規則: http://www.mofa.go.ip/region/asia-paci/thailand/epa0704/op.pdf

• JTEPA 原産地証明書の見本:

http://www.dft.go.th/level4Frame.asp?sPage=the_files/\$\$12/level3/FTA_JP.htm&level3=1089

T. 日本・ベトナム経済連携協定(JVEPA)

この協定は、2008年12月25日に署名され、2009年10月1日をもって発効した。

関税撤廃・削減のモダリティ

協定発効時に、日本は、譲許関税分類品目の79%について関税を即時廃止し、発効後10年間で二国間の貿易の92%を自由化する。ベトナムは29%について即時廃止し16年間で93%について関税を撤廃する。

HS84類、85類、87類の品目について、日本は、協定発効時に全ての関税を撤廃し、ベトナムの関税撤廃のスケジュール及び該当品目数は資料(4. 協定資料のリンク先)中の表を参照されたい。

2. 原產地規則

a. 総則

品目別方式を採用。これには、関税分類変更基準、FOB 価格の 40%以上の付加価値基準を含む。原産地規則は HS2007 年版による。

品目別規則は付加価値基準、関税分類変更基準、加工工程基準、又は、これらの併用の選択を認めている。付加価値基準では、FOB 価格の 40%以上の付加価値のほか、採集工程が当事国の領域内である必要がある。HS84 類、85 類、87 類の品目については、40%の付加価値か 6 桁の関税分類変更の選択である。

付加価値の計算は以下の式による。

b. 累積

締約国が本協定による特恵的取り扱いを受け得る物品の製造にあたり、他の締約国の原産品を使用する場合、その原産材料はその生産が行われた国の原産品とみなすことができる。

c. 僅少

HS84類、85類、87類の品目を含むほとんどのHS品目(HS16類、19類、20類、22類、23類、28類乃至49類、64類乃至97類)について、関税分類の変更を生じない非原産材料の価格合計が製品価格の10%以下である場合に原産資格を認める。HS9類、18類乃至21類の品目については10%又は7%を品目別規則に定めている。HS50類乃至63類の品目については、重量の10%とする。

3. 原產地証明制度

a. 第三者証明制度

第三者証明制度のみを採用する。原産地証明書は12ヶ月有効である。一回の船積みにのみ使用できる。「Form JV」と呼ばれるフォームによる。200米ドル又は2万円以下の船積みには、原産地証明書は不要である。

b. バック・トゥ・バック原産地証明書

特段の定めなし。

c. 第三者インボイス

特段の定めなし。

d. 事前教示

特段の定めなし。

e. 原産地証明書の発給当局

日本は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部原産地証明室、ベトナムは、産業通商省(the Vietnamese Ministry of Industry and Trade, MOIT)の Rules of Origin and Quality Control Division under the Import-Export Policy Department。

f. 事後検認

輸入国税関は、原産性の検証のため、輸出国の原産地証明書の発行機関に原産地 関連情報の提供を求めることができる。さらに、満足しない場合、輸出者又は生産 者の同意を得てその製造施設を現地検証できる。検証の期間中、輸入国は特恵待遇 の適用を停止することができる。

g. 書類要件

輸出者、生産者は、原産地証明書発行日から最低3年間、原産地に関する記録を保存しなければならない。

4. 協定資料のリンク先

- 協定本文:
 - http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/pdfs/mokuji.pdf http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/agreement.pdf
- 関税削減表 Annex 1
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/pdfs/fuzoku01.pdf
 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/annex1.pdf
- 品目別規則 Annex 2
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j asean/vietnam/pdfs/fuzoku02.pdf
 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/annex2.pdf
- 運用上の規則(原産地証明書の見本を含む)
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j asean/vietnam/pdfs/fuzoku03.pdf
 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/annex3.pdf
 http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0910/implement.pdf

第3章 拡大アジア主要国の外資優遇制度

中国、シンガポール、フィリピン、インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア、インドの投資に対する主な優遇措置の内容を資料3として、とりまとめたので次のURLを参照されたい。 http://www.jmcti.org/trade/bull/epa/index.htm

以下は、それら優遇措置のうち、FTA 特恵関税と競合すると思われる事項についての概要である。

A. 中国

1. 機械類、電子機器類及び自動車/自動車部品類に対する外国投資優遇措置の要約 (地方政府による措置については、要約を省略している。)

a. 投資奨励分野

国家開発改革委員会(NDRC)が2007年11月に発行した最新版の「外国投資産業の指針目録(Guidance Catalogue)」によると、産業分野は「奨励分野」、「制限分野」及び「禁止分野」に分類されるが、機械類・電子機器類・自動車/自動車部品類は、「投資奨励分野」に属する。投資奨励分野の事業に対しては、完全な外資保有が認められ、事業の総投資額の範囲内で輸入関税及び輸入時の付加価値税の免除などの優遇的扱いが与えられる。

奨励分野」に従事する外資系企業(FIEs)は、自己使用のために輸入する機材、技術、付属品であって、中国国内で製造できない物品又は国内の製造では不足する物品に関する輸入関税及び輸入時の付加価値税及びその他の税の免除を受けることができる。

b. 投資地域

中国は何種類かの投資地域を設定して、外国投資家に低廉な土地価格、公共料金の補助、優遇法人税率などの投資奨励措置を提供している。

c. 国内再投資

国内への利益の再投資を条件とする法人税額の払い戻し、免除などの優遇措置がある。

d. 輸出事業

外資系輸出企業 (FIEE) の年間の製品輸出価額が総生産価額の70%を超える場合、法人税額の半減措置がある。投資地域で法人税率が15%となっている場合には、上記の条件で10%とされる。

e. 国内加工企業

中国国内で加工・組立てを行った後再輸出することを目的として輸入される材料は、輸入関税及び付加価値税の免除を受けることができる。国内加工貿易取引にお

いて外国投資家から輸入される機材であって取引価格が設定されていないものは、 輸入関税及び付加価値税の免除を受けることができる。

f. 高度·新規技術分野

外資系企業 (FIEs) は、国家高度新規技術品目一覧 (HNT カタログ) に記載のある物品を製造するため、自己使用の目的で輸入する機材、関連技術、付属品について、輸入関税及び輸入時の付加価値税の免除を受けることができる。また、HNTカタログ記載の高度技術を輸入する際に契約により外国向けに支払うソフトウェア料分について、輸入関税及び輸入時の付加価値税の免除を受けることができる。

g. その他

科学研究目的で機械類・電子機器類を輸入する場合、輸入関税及び輸入時の税の 免除を受けることができる。

2. 投資優遇措置活用上の制約

中国の投資優遇措置は、多くの関係諸機関によって共同で所管されており、申請・承認の手続をめぐり、これら諸機関の調整に問題がある。外資系企業は、手続の各段階でどこの機関が所管するのか分からず、承認を得るのに遅延を生ずることが多い。

中国の税関及び課税当局は、書類にきわめて厳格である。膨大な情報提出要求と 広汎な開示要求は、外資系企業にとって大きな管理上の負担となる。

B. シンガポール

1. 貿易及び投資優遇制度

a. 2009 年度予算

シンガポール政府は、2009 年度予算を、雇用確保、銀行融資、事業助成に傾注 している。機械、電子機器、自動車産業は、事業助成を利用できるほか、雇用拡大 を証明することで雇用確保財源を利用することもできる。

b. 租税上の優遇措置

製造業者は、全製品・サービスを輸出する場合に、物品サービス税(GST)がゼロとなる制度を利用できる。シンガポールでは、その殆どの輸入関税が無税であるため、関税免除措置は見あたらない。

c. その他適用される優遇措置と制限

「二重控除制度」により、居住者である会社であって物品・サービスの取引を主要な目的とする事業会社・商社は、特定の費用についてその二倍を控除することができる。「企業投資優遇措置(EII)」では、新たに設立される会社であって革新的及び成長可能性の高い特定の事業に従事する会社への投資につき、5年間、損失の

控除が認められる。「国際開発制度」は、国内に所在する会社であって年間1百万シンガポールドルの事業支出がある会社に、10年間の減税が認められる。

「国際貿易優遇措置」は、非伝統的製品の海外市場を開拓することを目的とした制度で、シンガポール製品の輸出により年間 10 乃至 20 百万シンガポールドルの売上高のある製造業者・輸出業者は、当該輸出収入の 50%の減税措置を受けられる。

「輸出向け生産」制度は、10万シンガポールドルかつ売上高の20%の輸出を条件に、5年乃至15年間、輸出による利益の90%について免税となる。

2. 投資優遇措置活用上の制約

シンガポールの投資措置は財務省が所管し、内国歳入庁(IRAS)と SPRING(Standards, Productivity and Innovation Board)が担当する。ほとんどの投資優 遇措置は、経済拡大措置(所得税免除)法(the Economic Expansion Incentives (Relief from Income Tax) Act)に基づく。投資措置は、製造サービス業への措置、金融会 社への措置、特定部門への措置、経済の全分野への措置に分かれる。

優遇措置への申請のためには多くの書類作成が必要となる。しかし、手続きはおおよそ円滑で、4週間から8週間程度の期間で終了する。問題点として、多様な優遇措置についての情報が不足していること、政府が十分な審査をせずに優遇措置の申請を拒否する場合があることなどが挙げられる。

C. フィリピン

1. 貿易及び投資優遇制度

a. 2009 年度予算

「投資優先計画 (IPP)」は、毎年、投資優遇措置(輸出実績とフィリピン資本参加の条件付き)の対象となる産業、分野、経済活動を定めるリストである。2009年度は2009年5月7日に承認された。これによれば、機械、電子機器、自動車・自動車部品産業の多くの製品が投資優遇措置の資格を有する。また、70%以上の製品・サービスを輸出する外資企業(フィリピン資本の場合は50%)も含まれる。

投資委員会 (BOI) は、不況に喘ぐ企業のために IPP の条件を緩和することを検討中である。BOI は、経済状況と 2009 年度 IPP の効果に基づいて 2010 年度の IPP を作成するであろう。

b. 国内中小企業への投資優遇措置

i. 課税上の優遇措置

全ての投資家は、直接税の免除を受けることができる。これには、関税の前納の 免除、機械・機材、原材料、梱包材などの免税輸入、国内で調達できない原材料で あって、主として輸出製品の製造・梱包に使用するものについての税クレジットが ある。さらに、国内で生産される材料を用いて新規な製品を輸出する業者には、原料・資本財・予備部品について支払った税の25%のクレジットが与えられる。

IPP に指定された分野への投資を行う投資家には、間接税に関する優遇措置もある。これには、埠頭使用料、輸出税、輸入関税及び手数料の免除を含む。国内で生産製造されて輸出された物品の物品税は、税クレジットまたは還付が可能である。

ii. 金融上の優遇措置

(要約では省略する。)

c. PEZA 登録企業向け投資優遇措置

経済特区 (PEZA 地域) に所在し登録された会社は、種々の課税上その他の優遇措置を受けることができる。登録された会社は、生産量の 100%を輸出しなければならない (但し、30%以下の範囲で国内の市場に売り出すことが承認される場合がある。)。それら企業に対しては、個別に、4年乃至8年の法人税免除、輸入資本財、補修部品、原材料等の関税及び租税の免除、国・地方税の免除、輸入代替による税クレジット、国内資本財についての税クレジット、国内原材料についての税クレジット、付加価値税の免除、が与えられる。

製造経済特区内の輸出製造企業は、法人所得税について4年乃至8年間100%の免除、その後は粗利の5%を認められる。また、輸入する資本財、予備部品、材料、原料に対する関税及び租税の免除を受けることができる。さらに、埠頭使用料、輸出税の免除を受けることができる。

経済区域開発業者/運営業者に対する措置、物流サービス企業に対する措置もあり。

d. BOI 登録企業向け投資優遇措置

投資委員会 (BOI) に登録された会社は、補修部品に対する課税を免除され、埠頭使用料、輸出税、関税、手数料の免除、税クレジット、所得からの追加費用控除を受ける。また、3年から8年間の所得税免除の資格がある。製品の100%を輸出しない会社である場合は、30年以内にフィリピン系の株主が60%を占めなければならない。先進的分野でない場合、製品の70%を輸出しない場合には、外資系保有比率は40%にまで制限される。

なお、2009年4月のBOI決議により、フィリピン系企業は最低50%、外資系企業は最低70%の輸出要求は停止されている。

e. その地の投資優遇措置

2008年の再生可能エネルギー法 (the Renewable Energy Act of 2008) は、再生可能エネルギーの開発、活用と、そのために必要なインフラを整備する目的で、5年から10年の所得税免除及びその後の減税、10年間の機械、機材及び材料の非課税輸入、当初3年間の損失について向こう7年間の繰り延べ、加速償却、その他の投資優遇措置を準備している。

2. 投資優遇措置活用上の制約

フィリピンの法人所得税は他の近隣諸国に比して割高である。投資優遇措置を魅力あるものにするためには、輸出経済特区内の事業者に適用される税制と優遇措置の見直しが必要である。経済特区と IPP を除いて、小さな投資措置は利用しづらい。政府のウェブサイトが滅多に更新されないため、情報を得ることは難しい。

3.FTA と投資優遇措置との関係

機械、自動車、電子機器産業の中小企業及び輸出企業は、FTA の活用について異なる見方を持っている。フィリピンのほとんどの業界は、FTA に基づく関税撤廃に消極的である。製造経済特区に所在する機械類・電子機器などの経済危機で深刻な打撃を受けた製品の製造業者は、FTA よりも経済地域を利用することの方に魅力を感じている。さらに、電子機器産業への投資家は、再生可能エネルギー法による優遇措置を活用しようとするだろう。

自動車部品業界は、ASEAN-CEPT 及び JPEPA の実施を 2013 年まで延期し、自動車部品の輸入に対して 10%乃至 30%の関税を継続するよう再交渉することを政府に働きかけている。さらに、全ての自動車輸入に対して 10%の関税を課すよう求めている。これは、AFTA に基づく 0%関税の 2010 年 1 月実施、JPEPA の関税削減の開始に影響を及ぼす可能性がある。これが実現すれば、外国投資家は、FTA の利用を嫌気して PEZA の経済自由地域を活用することを好むことになる可能性がある。また、電気自動車などの生産により、再生可能エネルギー法による優遇措置を利用しようとするかも知れない。

D. インドネシア

1. 一般的投資優遇措置

インドネシア投資調整庁(BKPM)からの承認を得た新規投資に対し、輸入、国内で生産された資本財、石油以外の輸出品の生産に用いる材料について、輸入関税、付加価値税及び豪奢品税の払い戻しがなされる。

輸出業者(輸出割合が65%以上の者)は、海外仕向け製品の製造に用いる原料及び中間財について、輸入関税、付加価値税及び豪奢品税の免除を受けることができる。

a. 投資法

2007年の投資法は、労働集約、ハイテク、R&D、環境、国内産品使用、インフラ整備、僻地、小企業とのパートナーなどに対して、新しい投資優遇措置を定めている。また、有限責任会社による投資にのみ適用される措置として、国内生産ができない原料・補助材料、資本財、機械類たは生産機材の輸入について、輸入関税の免除または軽減を定める。

b. 法人所得税

投資家に対する免税期間の措置はない。しかし、新規投資または既存設備の拡張に対しては、優遇税制が存在する。また、1983年第7号所得税法を2008年に改正し、一定の規模の上場企業に対する法人税、配当税の軽減をおこなっている。

さらに、工業機械、電機モーター・発電機、電子、自動車などを含む 23 分野に対して、投資額 30%を上限とする収益からの控除、加速償却、配当の海外送金ついて二重課税の回避措置、10 年以上の損失繰り越しなどを認めている。

c. 付加価値税

全ての投資家に対して輸入資本財に対する付加価値税が免除されている。さらに、65%以上の輸出比率を有する会社に対して輸入税の特別還付と付加価値税免除が与えられる。また、輸出産品の生産投入材について、付加価値税が還付される。但し、生産開始前の資本財については3年以内に生産を開始しない場合、付加価値税の免除が撤回される。

d. 輸入関税

BKPM の承認を受けた事業について、国内で調達できない原料の輸入関税率が5%以下の場合は100%免除、5%を超える場合は50%免除が、2年間与えられる。

既存の生産能力を30%以上拡大する会社は、原料、資本財、中間財、補修部品の輸入関税について、2年間免除される。

e. 自由貿易地域、特別経済地域

自由貿易地域及び自由港(FTZs/FPs)は、輸入関税、付加価値税、豪奢品税の免除を受ける。

特別経済地域では、輸入関税の猶予、輸入原料及び間接材の物品税の免除、付加価値税の免除、豪奢税の免除、輸入品の所得税の免除、地方税・不動産税の減免措置、その他の優遇措置が与えられる。

2. 産業別投資優遇措置

a. 電子機器

21 インチから 29 インチまでのテレビ、6 キロから 10 キロ容量の洗濯機、IDR2milion 以下の価格のデジタルカメラにつき、豪奢品税を 0%とする。

b. 機械

砂糖加工、靴製造、小規模繊維・靴製造業の製造機械の入れ替えについて、補助金を交付している。

輸入関税の免除措置あり。免除率は、主要機械(100%免除)、主要機械用消費財(1年間の生産に必要な量について100%免除)、補修部品(主要機械の5%の価値相当分につき、100%)、補助機械(50%)。重機用部品につき、関税を免除する措

置がある。さらに、産業発展又は拡大のために用いられる資本財について、2年間最大5%の関税が適用される。但し、国内生産の機械を30%以上使用している場合、この期間は4年間に延長される。

c. 自動車

自動車産業に特定した関税優遇措置はない。他方、豪奢税を200%まで引き上げる法律が成立し、まもなく施行される予定である。また、輸入関税は、CKD (20%-60%)よりも自動車部品 (15%を上限とする)の方が低く設定されている。

3. 一般的な投資上の制約

インドネシアには、インフラ不足、腐敗、厳格な労働法、地方独自の施策、司法 不信、経済ナショナリズムなどの投資阻害要因がある。このうち、地方分権化が推 進されており、地方の独自性がさらに高まっている。

4. 産業別の投資上の制約

衣服、靴、電子機器、おもちゃ、食品及び飲料類など、最終消費者向けの輸入は、5つの指定港及び国際空港に制限されている。自動車産業は、唯一の輸出港までの交通渋滞が障害となっている。他方、中古自動車及び部品、中古トラック及び重機は原則輸入禁止であることは、自動車産業の保護策として機能している。

E. タイ

投資促進法 (the Investment Promotion Act) は、タイ投資委員会 (BOI) を設立し、BOI により以下の投資優遇措置が提供されている。

1. 一般的投資優遇措置

a. 事業承認の要件

BOI の投資促進制度の適用を受けるために満たすべき要件として、タイ付加価値が売上の20%を下回らないこと(但し、電子製品、農業製品、その他BOIの承認を得た事業はこの条件を免除)、新規事業については負債/株主資本比率が3対1を超えないこと、近代的な製造設備を有し新しい機械を導入することなどの要件が求められる。

b. BOI 投資区域

BOIは、所得水準とインフラ整備の進展度によって、3つの投資区域に区分している。

Zone 1 は、6 つの中心的な県からなり、所得が高く、インフラが整っている区域である。この区域で承認を受けた事業に対しては、10%以上の輸入関税がかかる機械類について、50%の輸入関税の減税が認められる。また、1 年間、輸出製品の製

造に用いる原料及び部品について、輸入関税が免除される。さらに、、工業団地内での投資で一定の条件を満たしたものに対し3年間、その他の投資については1年から2年間の法人所得税の免除措置が与えられる。

Zone 2 は、12 の県からなる。承認を受けた事業に対して、10%以上の輸入関税がかかる機械類について、50%の輸入関税の減税が認められ、また、工業団地もしくは工業促進地域に所在する事業について、機械類の輸入関税が免除される。また、1 年間、輸出製品の製造に用いる原料及び部品について、輸入関税が免除される。さらに、工業団地もしくは工業促進地域内での投資で一定の条件を満たしたものに対し5年間、当該地域内で当該条件を満たす投資については4年間、当該地域外で当該条件を満たす投資については3年間、その他の投資については1年から2年間の法人所得税の免除措置が与えられる。

Zone 3 は、残余の 58 の県からなり、所得が低く、インフラが未整備な区域である。機械類につき、輸入関税が免除される。また、5 年間、輸出製品の製造に用いる原料及び部品について、輸入関税が免除される。さらに、工業団地内での投資で一定の条件を満たしたものに対し8年間、その他の投資については1年から7年間の法人所得税の免除措置が与えられる。これらに加え、県により、追加的な所得税減税などの優遇措置が与えられる。

BOI 投資区域で行われる製造業につき、外資保有規制はない。

Zone 1 から Zone 2、又は Zone 2 から Zone 3 へ工場を移設した場合、、法人所得税について上述に類似した優遇措置が与えられる。

2. 暫定的投資優遇措置

2008年から2009年までの1年間、世界経済危機に対処するために、バンコク地区以外に所在する6優先分野(省エネ・代替エネルギー、ハイテク、環境、巨大プロジェクト、観光・不動産、ハイテク農業製品)の投資について、法人所得税の減免などを内容とする特別の投資奨励策が採られている。

3. 産業分野別投資優遇措置

a. 機械類及び機材産業(HS84)

タイにとって特に重要な優先的製品(高度精密加工用機械及び部品、、金型、治具、農業用機械、食品加工機械など)の製造について、区域にかかわりなく、輸入関税の免税及び法人所得税の8年間の免税が認められる。焼結製品(sintered products)の製造についても同様の優遇措置あり。

b. 電子機器類産業 (HS85)

マイクロ・エレクロトロニクス材料の製造につき、区域にかかわりなく、機械類の輸入関税の免税及び(上限の範囲内で)法人所得税の8年間の免税が認められる。製造機材の改良・更新のための機械輸入に関する許可の供与。

ソフトウェアの製造につき、区域にかかわりなく、機械類の輸入関税の免税及び (上限の範囲内で) 法人所得税の8年間の免税が認められる。

電子商取引に用いる機械の輸入関税の免税。

c. 自動車類産業

次の分野の事業(それぞれ条件あり)について、輸入関税の免除、法人所得税の 一定期間の免税等が認められる。

ABS・触媒・燃料電子噴射部品、4 サイクルオートバイ、金属表面処理・被膜加工、熱処理、コンテナー・搬送器具、補修部品・電気電子装置、代替燃料機器、天然ガスエンジン・機器、乗用車、大型オートバイ、

また、エコ自動車、新技術車生産に対しても、輸入関税の免除、法人所得税の一定期間の免税等が認められる。

F. ベトナム

1. 一般的投資優遇措置

a. 投資法

投資法(the Vietnam's Law on Investment)では、(i)特別投資優遇措置の与えられる事業分野、(ii)投資優遇措置の与えられる事業分野、(iii)特に困難な社会経済的状況にある地域、(iv)困難な社会的経済的状況にある地域、を一覧にして、投資優遇措置を受ける資格を付与している。法人所得税と輸入関税に関する実際の措置は、別の規則により定められる形式となっている。

b. 暫定的優遇措置

世界経済危機に対応して、付加価値税の減税、法人所得税の減税を含む投資奨励の暫定的措置が採られている。

c. 法人所得税

新たに設立される特に困難な社会的経済的状況にある地域に所在する事業、経済 区域又はハイテク区域に所在する事業、並びにハイテク、科学研究、技術開発事業 に対する法人所得税について、当初4年間の免除、その後9年間の半減、その後の 10%の軽減税率が適用される。新たに設立される企業が、社会的経済的困難が特に 深刻でない地域に所在する場合、法人所得税について、当初2年間の免除、その後 4年間の半減、その後の20%の軽減税率が適用される。

また、科学技術産業に対する法人税の減免措置が、さらに外資企業が女性または 少数民族を従業員として雇用する場合にも当該雇用について法人税の減免措置が ある。

d. 付加価値税

ベトナム製でない機械及び機材であって、輸入されて固定資産を形成するものについての付加価値税の免除措置は廃止された。

国内で生産できない機械類、機材、材料の科学研究目的、技術開発目的で直接使用目的の輸入、機械類、機材、交換部品の石油・天然ガスの探査開発目的での輸入につき、付加価値税の免税が与えられる。

また、農業用特殊機械類について、軽減税率5%とする措置がある。

e. 豪奢品税

豪奢品税にあたる特別売買税 (SST) の対象となる物品 (定員 24 人以下で 2 列以上のシートのある車両、125cc 以上のオートバイ、三輪車、飛行機、ヨット、9万 BTU 以下のエアコンディショナー) のうち、直接に輸出され又は輸出のために売却される物品は非課税となる。

f. 輸入/輸出関税

現行法上、HS84類、85類、87類の物品は、輸出関税の対象外である。

輸入関税については、輸入関税非課税地域への輸入、また、輸出製品に使用される輸入原材料、半製品に対する輸入関税も基本的に免除される。但し、後者の場合、また、特別投資奨励表(the List of Special Encouraged Investment)「又は特別奨励分野表(the List of Special Encouraged Areas)に投資した外資系企業(FIEs)又は企業提携契約の当事者である外国企業(BCCs)は、それら優遇分野事業での生産に用いる、国内で生産されない原料、材料及び中間製品の輸入について、輸入関税を免除される。

また、それら優遇分野事業での生産のための原料、材料、部品、並びに科学研究、技術開発、国内で利用できない技術のために直接用いる物品、ODAの資金により輸入され固定資産となった物品について、輸入関税が免除される。

g. 自由貿易区域

産業区域 (IZ)、輸出加工区域 (EPZ)、経済区域 (EZ)、国境経済地域 (EZB) が定められている。

IZ に所在する製造会社は、法人所得税について、生産開始から 2 年間については免除、その後 7 年間は、通常税率の 50%に軽減され、さらにその後 10 年間は 20%の税率が適用される。但し、社会経済条件が極めて厳しいとされる地域では、それぞれ 4 年、9 年、そしてその後 15 年間は 10%の税率が適用される。また、上述の輸入・輸出関税の免税等の優遇措置も与えられる。

⁵ 添付資料を参照。これらには、太陽光・風発電、医療機器、コンピュータ・電子通信機器、半導体・ハイテク電子・ソフトウェア製品、精密機器が含まれている。

⁶添付資料を参照。これらには、発電所建設、発電機器製造、電機製品製造、鉱工業用機器製造、農水 林業・繊維・皮革産業用装置の製造等が含まれている。

EZ は輸出製品に特化した産業区域であり、法人所得税について、生産開始から4年間については免除、その後9年間は、通常税率の50%に軽減され、さらにその後15年間は10%の税率が適用される。また、その他の各種優遇措置が定められている。また、上述の輸入・輸出関税の免税、個人所得税減税(50%減税)等の優遇措置も与えられる。

EZBには、法人税減税(当初15年から30年間は10%に、その後最長4年間は通常の法人税の50%)個人所得税減税(50%減税)、輸出品及び地域内販売品について付加価値税の免税、地域内生産品及び国内調達品についての特別売上税の免税、輸入・輸出関税の免税が与えられる。さらに、土地・水面賃借料の免除または減額等がある。

外国投資家の多くが、産業区域での事業展開が迅速かつ便利であると述べている。 食品、繊維、衣類などの軽工業では外資系企業による産業区域の利用が多いが、重工業では利用はさほど進んでいない。

2. 産業分野別基本計画

ベトナム政府は、産業分野基本計画を定めている。その中において、優先産業7分野(繊維、靴、プラスティック、農業、漁業、加工水産物、製鉄、アルミ、化学)、重要産業3分野を掲げている。重要産業として、機械・設備製造業(自動車、造船、設備、農業機器、電子機器、を含む)、電子設備、情報通信設備、先端技術利用製品が指定されている。優先産業には、土地使用、販売調査促進についての支援を受けることができる。重要産業は、優先産業に与えられる措置に加え、環境保護対策の費用の50%について国家助成を受けることができる。

a. 電子産業基本計画

電子産業基本計画では、電子産業への投資を支援するために、知的財産権の保護法制の充実、インフラ整備などの環境整備に対する予算・海外支援の優先的配分、組立て、製造企業に対する優遇税制などを行うこととしている。また、ハイテク製品のための投資と技術移転を呼び込むための政策を行うこととしている。

b. 機械エンジニアリング戦略

重要機械類製品の原料、部品につき、輸入関税の免除又は減税、機械製品の一定期間の免税又は減税などの優遇措置が定められている。さらに、年利3%、12年満期の資金融資を受けることができる。その2年間について無利子期間があり、元本返済は5年目から開始される。民間融資との利子差額は政府が負担する。

c. 自動車基本計画

ベトナム政府は、特定の種類の車両と部品につき「国産化目標」を打ち出した (Annex IV を参照)。

CKD 及び KD 部品について輸入関税の免除が与えられる。製品が市場で販売され始めてから1年間は、試作生産製品として法人所得税が免除される。また、政府

施策として、技術向上、技術移転、研究開発、労働者教育、運転資金について支援がおこなわれる。

3. 投資上の一般的制約

ベトナムでは、輸出を条件とした優遇措置が適用される会社の場合を除き、投資 上の規制を行っていない。

2007年2月、ベトナムは、WTO協定を履行するため、現地調達率と輸出割合に基づく優遇措置を廃止することとした。しかし、既に輸出要求を条件とした優遇措置を受けている企業については、継続して輸出要求及び優遇措置が適用される。また、自動車類組立部門では、自主的な現地調達率を2010年までに普通乗用車について60%、高級車について40%-45%、高級バスについて35%-40%へ引き上げる目標の達成を求めている。

ベトナムの WTO 加盟以前に投資許可、事業登録証または投資優遇措置証明を取得しており、製品の輸出から収入を得ている企業であって、繊維・衣類の輸出者ではない企業は、2011 年末まで輸出割合に基づく法人税の優遇措置を受けることが可能である。

G. マレーシア

1. 一般的投資優遇措置

マレーシア政府は、広汎な一般的投資優遇措置を提供している。措置を利用可能な事業・製品は Appendix I を参照。(以下の要約では主要なもののみを摘示している。)

a. Pioneer Status (PS)

付加価値、技術、他工業との関連に基づく基準を満たした製造業分野への投資について、5年間、法定所得の70%を免税とする。

また、サバ・サラワクなど、特定地域への投資については、5年間、法定所得の100%を免税とする。

b. 投資経費控除 (ITA)

巨大な資本投資と長期投資計画期間を要する事業について、資本支出の60%について、毎年、当該支出法定所得の60%を上限として、当該支出の全額が充当されるまで、当該支出を控除することができる。これは、PSと選択的で、双方を享受することはできない。

また、当該経費控除がなされた所得からの配当について配当税は課されない。

サバ・サラワクなど、特定地域への投資については、PS に代えて、当該支出の100%について、法定所得から控除することができる。

c. その他の所得税減免

再投資控除: 事業拡張、近代化、多角化を目的とした再投資について、15年の間、当該再投資額まで、毎年、法定所得の70%を上限として、控除することができる。また、特定地域への投資については法定所得の100%を上限とする。

<u>加速償却</u>: 再投資控除後、一定の加速償却が認められる。また、2009 年刺激 策として、全ての事業の工場、設備について加速償却が認められている。

輸出増加による免税: 輸出により30%または50%以上の付加価値がある場合には、ぞれぞれ、輸出増加による法定所得の10%または15%部分について免税とする。また、マレーシア資本60%以上の場合、顕著な輸出増、新市場開拓による輸出増、分野別の最高増があった場合、それぞれ、輸出増加による法定所得の30%、50%、全額について免税とする。

<u>僻地への移転</u>: 僻地へ工場を移転した場合、上述の PS または ITA の制度に基づき法定所得の 100%の控除を受けることができる。

<u>ハイテク企業</u>: マレーシア内での R&D 支出が売上高の 1%以上などの条件を満たすハイテク企業は、上述の PS 制度に基づき法定所得の 100%または ITA 制度に基づき法定所得の 60%の控除を受けることができる。

戦略的プロジェクト: MIDA が国家経済の重要性に鑑み戦略的プロジェクトとした製品、事業については、上述の PS 制度または ITA 制度に基づき法定所得の100%の控除を受けることができる。

中小企業: 払込済資本金 250 万リンギ以下で、付加価値 15%以上又は過疎地域の開発に貢献する企業は、所得税の減額、また、PS 又は ITA 制度の適用を受けることができる。

工業リンケージプログラム (ILP): 大企業、または ILP に記載された事業分野の中小企業は、従業員教育、製品開発・試験、工場管理に要する費用について、PSまたは ITA 制度を利用することができる。

d. 自由産業区域(FIZs)

会社は、生産量の80%以上を輸出向けとする場合に限りFIZsに所在することができる。原料と部品は、輸入できる。FIZsに所在する会社は、生産に直接必要な原料、部品、機械、機材の非課税輸入、最終製品の輸出の際の通関手続の省略といった便宜を受ける。(ただし、国内産の使用が奨励されている)

当該企業の製品をマレーシア内で販売する場合、マレーシア内で生産されていない製品については AFTA-CEPT 税率が、その他の消費財・中間財については3%の税率が適用される。原材料、構成部品、機械設備については無税での輸入を申請することができる。

e. 関税関連措置

最終製品を輸出する場合、原料及び部品の輸入は、その原料及び部品が国内で生産されておらず、又は、国内産のものが品質及び値段において同等でない場合には、

関税を免除される。最終製品を輸出しない場合、その原料及び部品が国内で生産されているか否かについて検討し、関税の免除または減額を与える。

製造業者は、輸出された製品の製造に用いられた部品、原料、梱包材について1年間に支払われた輸入関税、売上税、物品税の還付を請求することができる。

2. 分野別投資優遇措置

a. 機械・設備産業 (HS84)

一定の機械・設備産業は、その資本投資について、PS また ITA 制度に基づき法 定所得の 100%まで控除を受けることができる。

国内で生産されていない機械・設備に対する輸入関税は、ほとんどが関税率ゼロであるが、そうでない場合でも、製造過程に用いられ、かつ国内で生産されていない機械・設備については、輸入関税の免除を求めることができる。

b. 電子産業 (HS85)

特別の優遇措置はない。

c. 自動車産業 (HS87)

指定された自動車コンポーネントの製造、開発、設計をおこなう会社については、 PS または ITA 制度による法定所得の減額が適用される。

ハイブリッド車の製造者は、完成車 (CBU) であって、2000cc 以下のハイブリッド車の輸入について、一定の条件のもと、輸入関税の100%免税、物品税の50%免税を受けることができる。

2009年10月28日、自動車業界の競争力強化のため、「国家自動車産業政策」 (NAP) の見直しが発表され、一定の自動車について製造ライセンス制度が再導入された。また、追加的な投資優遇措置が導入され、マレーシアで付加された付加価値率の高い輸出製品について、免税の拡大(30%以上の付加価値がある場合、増加した輸出額について、法定所得からの控除額を10%から30%に拡大、50%以上の付加価値がある場合、増加した輸出額について、法定所得からの控除額を15%から50%に拡大)した。また、付加価値の高い部品についての優遇措置を拡大した(PS制度に基づく10年間の100%投資額控除、又はITA制度に基づく5年間の100%の投資額控除)。さらに、ハイブリッド車及び電気自動車の組立てまたは製造のための投資 (PS 又はITA制度に基づく10年間の100%投資額控除、物品税の50%免除又は工業調整基金からの助成金の交付)、ハイブリッド車又は電気自動車用の部品のための投資についての優遇措置の拡大(PS制度に基づく10年間の100%投資額控除、又はITA制度に基づく5年間の100%の投資額控除)。

H. インド

以下には、中央政府が行う投資優遇措置の概要についてまとめたものである。州 レベルでの投資優遇措置は製品の輸出入に直接関連するものは少ないと思われ、以 下のまとめでは省略している。なお、添付資料では、中央政府及び州政府の投資優遇措置についてまとめている。中央政府レベルでの分野横断的投資優遇措置

中央政府が分野横断的に認める投資優遇措置は次の通りである。これらには、外資、国内資本の差別はない。

a. 特別経済区域(SEZs)

インドの関税地域に属しない特別の免税区域であり、貿易上は外国とみなされる。 SEZs 又は SEZs 内の事業の設立について、100%対内直接投資は自動承認される。

優遇措置としては、2005年4月1日以降に製造を開始した事業は、輸出による利益について15年間の優遇税制(5年間の100%控除、次の5年間の50%控除、利益を事業に再投資した場合にはさらに5年間の50%控除。2005年4月1日以降に通知されたSEZの開発事業による利益については10年間の100%控除)、資本財の売却による収益に対するキャピタルゲイン課税の免除、非居住者の利子所得に対する免税、輸入・輸出関税の免除、国内関税区域(DTE)から調達された物品について中央売上税(CST)免除、サービス税免除、自家発電及び購入した電力についての電気税、電気売渡税の免除が与えられる。SEZ 開発業者は配当金について配当課税の免除、などがある。

b. 輸出志向事業 (EOUs)

生産品の全てを輸出することを約束した事業体である輸出志向事業(EOUs)についても、対内直接投資は、自動承認又は外国投資促進委員会(FIPB)の事前承認によって認められる。

優遇措置としては、インドで生産した製品について支払った CST の還付措置、インドで製造され国内関税区域 (DTE) から調達された物品についての中央物品税の免除、国内の石油会社又は公企業の貯蔵庫から調達された燃料についての税の還付、所得税免除、輸出収入について 12 ヶ月の計上繰り延べ、などがある。

c. 電子機器技術区域(EHTPs)、ソフトウェア技術区域(STPs)

電子機器やコンピューターソフトウェアのインドからの輸出を奨励する制度で、 事業の内容により、対内直接投資は、自動承認か又は FIPB の事前承認によって認 められる。

d. 工業区域

工業向けのインフラの整備を目的とする制度である。工業区域又は工業モデル都市の設立について、100%対内直接投資の自動承認が認められる。

工業区域の開発・運営による利益の100%を非課税とする。

1. 中央政府レベルでの分野別投資優遇措置

a. 電子機器

電子機器分野及び情報技術分野については100%の対内直接投資の自動承認が認められている。

2005年3月1日より、情報技術協定(ITA-1)の217品目について、関税が撤廃された。また、ITA-1品目の製造に必要な物品についての関税は免除されている。

電子機器部品類、光ファイバー、光ケーブルの製造に用いる特定の原料、資材については、関税率が0%とされている。また、電子機器類類の製造に用いる特定資本財の関税率も0%とされている。

さらに、一般物品税の税率は、通常の14%から8%に引き下げられている。また、マイクロプロセッサー、ハードディスク、その他のメモリ製品、携帯電話の構成品などの物品税は免除されている。

半導体製造、マイクロ・ナノテクノロジー製造業の立ち上げのための投資を奨励するための特別優遇措置パッケージ制度(SIPS)として、資本支出の25%までの補助金が供与される。中古資本財についての輸入制限はない。

電子機器類、コンピューター、情報機器事業を行う会社は、研究開発費について150%の過重経費控除が認められる。

中央政府より、研究開発機関に対する投資の2倍の金額が補助金として交付される。

b. 自動車·自動車部品

100%の対内直接投資の自動承認が認められる。また、最低投資額要件はなし。 多くの州では大規模投資に対する優遇措置を定めている。研究開発費の150%について過重経費控除が認められる。

c. 機械

特別の措置はなし。

第4章 拡大アジアに拠点を置く企業の生産・流通活動における投資優 遇措置及びFTA利用実態のケーススタディー

A. 概要

本章では、電気・電子機械、一般機械、自動車電子部品などの生産・流通活動に 携わる日系企業、韓国系企業、米国系企業、欧州系企業の本社またはアジア拠点に おいて、投資優遇措置及びその FTA の利用実態についておこなった聞き取り調査 結果をもとに、拡大アジアに拠点をおく企業の投資優遇措置及び FTA の利用実態 について報告する。

今回、聞き取り調査対象とした企業の国・分野別内訳は次の通りである。 聞き取り調査をおこなった企業の内訳

	日系	米国系	欧州系	韓国系	合計
輸送機器・部品	2	3		1	6
電気電子機械	4	2		1	7
一般機械			1		1
その他	1		1		2
合計	7	5	2	2	16

B. 調查分析

1. 投資優遇措置の利用状況と FTA との関係

今回調査をおこなった全ての企業が、投資優遇措置をフルに活用していると回答している。また、投資優遇措置の内容が生産拠点を決定する際の最も重要な要素の一つであり、当該投資優遇措置を踏まえて、投資・事業計画を策定しているものであるとしている。

FTA と投資優遇措置との関係では、殆どの企業で投資優遇措置の利用が優先されている。特に、調査対象とした企業のうち6社は、部品輸入についてFTAを利用しておらず、投資優遇措置とは関係のない、最終製品の輸出・輸入についてのみFTAを利用していた。部品輸入についてFTAを利用しない又はできない理由として、部品輸出時の輸入関税還付制度を含め、投資優遇措置があるところからFTA利用が不要であるとした企業が3社、また、FTA特恵税率がいまだ高税率にある、またはセンシティブ品目であるため利用できないとした企業が3社あった。また、部品輸入についてFTAを利用していると回答した企業は中国生産拠点で2社、ASEAN生産拠点で1社見られたが、それら企業も、投資優遇措置によりカバーされていない部品について利用しているものであり、また、上述の企業同様、FTA特恵税率がいまだ高税率にある、またはセンシティブ品目である、利用経費がFTA

特恵税率による恩恵を上回るなどの理由から、利用範囲は限定的であることを指摘している。

また、調査企業の回答は、FTAに対して投資優遇措置が優位に立っている理由を端的に示していた。すなわち、第1に、投資優遇措置は、その投資をおこなう当初から存在した、現地生産拠点に定着した制度であるのに対して、FTAは比較的新しい制度であることにある。このため、既に投資優遇措置により生産拠点の体制が出来上り、既に輸入関税の減免措置を受けているところから、敢えてFTAを利用する価値が見いだせていない(日系電機メーカー)。また、別の企業は、多くの場合において投資優遇措置として輸入税免税が与えられるところから、EPA/FTAを利用する必要はく、その逆はない、としている。特に、前章で示した通り、輸出産品に使用する輸入原材料等についての輸入関税の減免措置は、所得税減免などの時限措置と異なり、恒常的に得られる利益である。この点から、特に輸出志向の生産拠点では、関税還付制度が継続する限り、その輸入部品の分野でのFTA活用は期待できないと考えるべきであろう。

第2に、FTAは、全ての輸出入取引をカバーするものではないことがあげられよう。このことは、特に、調査対象企業の中国拠点から、ACFTAによる輸入関税減免の恩恵がいまだ限定的であるところから FTA は使えないとする指摘が多くなされているところから裏付けられる。また、ASEAN地域で積極的に FTA を活用している、ある電機メーカーも、FTA のない地域からの輸入もあるところから、FTAの有無にかかわららず、投資優遇措置の利用を継続することとなると指摘している。なお、中国及び ASEAN に生産拠点を置く輸送機器メーカーは、中国の FTA は実質的に ACFTA に限定されており、その点からは ASEAN 拠点の方が優位に立っていると指摘している。

第3に、現地生産をおこなう場合、過去に投資優遇措置の見返りとして国内調達部品、付加価値率の向上が求められたこと、また、米国、EUへの輸出において GSP を利用するためには生産国で相当程度の付加価値が求められることから、既に輸入原材料に依拠しない体制が作りあげられている点も挙げられよう。特に、GSP 利用のための現地付加価値率の要請は依然として存在している。このため、輸入部品関税の削減の効果は限定的である。

他方、投資優遇措置と FTA の双方を重視していると回答した企業は 3 社にとどまった。この 3 社は全て輸送機器メーカーであった。これら企業は、ASEAN・AICO の利用実績をもっているところ、CEPT が AICO と同率の 5%までに引き下げられたこと、さらにタイ・オーストラリア FTA により、最終製品の関税(10%)が撤廃されたことが大きな要因としてあげられている。

これらの点から、輸出製品について FTA による節税効果が極めて大きい一部の輸送機器メーカーを除き、FTA は、投資優遇措置、現地の需要、労働力、製造コストなど投資先を決定する多くの要因の一要素に過ぎないということができよう。少なくとも、現状では、FTA が部品調達などのサプライチェーンの設定に強い影響を持つことはないと考えられる。

2. FTA の利用状況

今回、聞き取り調査の対象とした企業の間では、中国拠点と ASEAN 拠点の間で、FTA の利用実態が大きく異なった。中国拠点では、一部の部品輸入について ACFTA を利用しているのみであり、あまり積極的な姿勢はみられなかった。これは、各社の中国拠点は中国内需向けの生産を主としている点が大きな要因であるが(日系輸送機器メーカー、電機メーカー)、また、ASEAN が日本、韓国、さらにインド、豪州等との FTA 網を充実させているのに対し、中国の FTA 網が限定的である点(米国系輸送機器メーカー、韓国系電機メーカー)も挙げられよう。

他方、ASEAN 生産拠点では、ほとんどの企業で、最終製品について FTA を積極的に利用しようとする姿勢がみられた。それら企業においても、その利用姿勢は、次の3段階に分けることができよう。

輸入側の要望により FTA 利用を検討。

FTA を利用できる取引がないかチェックし、利用可能な FTA があれば利用。

FTA を踏まえて生産拠点の編成を検討。

以下、それぞれについて、利用実態を報告する。

a. 輸入側の要望により FTA 利用を検討する例

輸入者から FTA を利用するために原産地証明書の取得を求められた場合に対応する体制を整えているタイプが、日系電子メーカーにみられた。同企業は、FTA 利用に力点を置く必要性がない理由として、次の点を上げている。

ASEAN 生産拠点は欧米への輸出製品の生産を主力としている。

既に多くの製品がITA等により関税が撤廃されているため、FTAを利用する必要がない。

投資優遇措置により、輸入部品については関税が還付されているため、FTA を利用する必要がない。

現地調達部品、工場付加価値で付加価値基準を満たしているため、輸出製品が FTA 原産を満たすために部品輸入の FTA 原産地証明書を取得する必要性がない。

これらの理由により、特段の社内体制を整備する必要がなく、本社側は現地拠点のサポートをおこなうに止まっている。

b. 利用可能な取引について FTA を利用する例

今回調査対象とした企業の多くは、全社の生産・物流を管理する本社部門が現在行われている輸出入取引において FTA が利用可能であるか否かを確認し、利用する価値のあるものであれば現地拠点と協議して FTA を利用するとしていた。今回の調査では、FTA を利用している企業のうち、輸送機器メーカー2 社及び上述の電機メーカーを除く全ての企業がこのタイプであった。

これら企業においても、その輸出入製品数により、体制は大きく異なる。

i. 日系メーカーの例1

製品群が多岐に亘る日系電機メーカーは、次の体制を整えている。利用している 原産地規則は、関税番号変更基準を基本としている。

渉外部門: EPA/FTAの情報取得、FTA税率のアドバイス(社内ホームページ

を含め、全社に向けて情報流通、将来の各年のステージング表の作成、EPA/FTAの活用方法についての質問に対する対応、政府な

ど渉外対応)

法務部門: 原産地規則の把握・分析とそのコンプライアンスの啓発・徹底

物流部門: ロジスティックス (原産地証明書の取得および客先へのタイムリ

ーな送付)

事業部門: EPA/FTA利用の可否の決定。EPA/FTA利用可能な取引のチェック、

管理。原産地証明書類の取得、管理を含めたコンプライアンスの

実施。

販売拠点: 個別商品に関するEPA/FTA利用の可能性の検討、利用の要望。

生産拠点: 原産地証明書類の取得。コンプライアンスの実施。

特に、この企業が採用した体制の特徴は、FTAを利用する責任者が各事業部門長であることを会社として明確にした点にある。また、各関係部門の連携体制を整えて、正確かつ最新の情報を各事業部門に提供する社内情報流通システムを確立し、さらに、法務部門を加えてコンプライアンス体制を整えた点も特徴として挙げられる。

ii. 日系メーカーの例 2

また、他のある電機メーカーは、次の業務体制により、FTAを最大限利用している。 利用している原産地規則は、関税番号変更基準を基本としている。

FTA を専門とする通商渉外部門が全社の物流を常に把握している。

通商渉外部門は、EPA/FTAの利用が可能であると思われる取引について、物流部門と協議し、利用可能性について検討する。

その後、当該製品の事業部門、営業部門と協議し、コンセンサスを得る。

生産拠点に対して対応を要請する。

適用される原産地規則とその充足について、通商渉外部門が生産拠点を含め他部門にアドバイスをおこなう。

生産拠点が実際の事前審査、政府証明書の取得をおこなう。

この体制においても、FTA利用の責任者が明確にされており、その責任者たる通商渉外部門が最新の情報の把握から、実際の通関時の問題まで把握する、という責任体制が明確となっている。さらに、かかる体制について全社的な了解、認識が確立されている。

iii. 欧州系メーカーの例: 関税番号変更基準充足確認のためのコンピュータの利用

今回の調査において、関税番号変更基準を採用している企業で、全ての製品の関税番号管理システムを全社規模で導入し、当該システム情報をベースとして、新たに締結される FTA における特恵関税率を監視している欧州系メーカーがあった。但し、このシステムは FTA 用に導入されたものではなく、通常の関税業務の円滑化、世界規模での製品の関税分類の統一化を図るために導入されたものを、FTA 特恵関税率の利用にも活用している例である。

関税分類変更基準を採用している企業の体制としては、この欧州系メーカーは一歩先んじているといえよう。しかし、これも企業規模、製品数という点から考慮すべきであり、関税分類変更基準を採用している全てのメーカーがそのようなコンピュータ管理システムを必要とするものではない。

c.FTA を踏まえた生産拠点の編成をおこなっている例

i. 概要

今回調査した企業のうち、輸送機器関係メーカー2社は、FTAの利用を前提として 生産拠点の生産拡大に着手していた。また、電機メーカー1社も、ASEAN地域各国に おける市場参入障壁がなくなり、輸入自由化が進んでいるところから、重複している と見られる生産拠点について、今後、生産効率の最適化という観点から、生産集約を 行ってゆく環境が整ってきていることを指摘している。

既にFTAの利用を前提として生産拠点の拡大した最大の理由は、タイ・オーストラリアFTAによる特恵関税率を利用することにより関税が10%引き下げられるという、極めて大きい恩典が出現したことにある。この例は、また、FTAの活用は、FTAによる特恵関税率による恩典の大きさと生産拠点の移動、拡大の費用との比較考量によることを明確に示している。

また、これら2社は、FTAを利用するか否かの基準を明確に持っているところも特徴としてあげられる。そのうち1社は、FTA特恵関税率がMFN税率の80%以下であれば、当該FTAが利用可能か、また利用することの利益があるかについて検討することとしているとしている。

ii. 輸送機器メーカーの体制の例

FTA 利用を意図して生産規模を拡大した米国系輸送機器メーカーは、次の体制により FTA の利用をおこなっているとした。

製品計画、投資計画立案時において、投資優遇措置と同等に FTA 特恵関税の利用による利益額を算出し、投資先を決定する。

当該計画に基づき、物流部門及び購買部門が共同して、原産地基準を満たすよう、調達をおこなう。

購買部門が購入部品の原産地確認をおこなう。

実際の付加価値率の充足は、財務部門が担当している。同部門は、また、付加価値率の達成を継続してチェックする。

ある日系輸送機器メーカーでは、本社側では渉外部が EPA/FTA の内容把握、説明を主導して営業部に利用促進を促し、各営業は、会計、物流、購買の協力を得て進めている。また、ASEAN 拠点側では、物流部門に専門チームを設け、それに購買部門、経理部門が協力して付加価値率の充足、政府の事前審査に対応している。

これら日米2社を比較する限り、FTAの利用に対する姿勢、また社内体制について大きな差はみられない。なお、輸送機器メーカー2社のいずれも、ASEAN地域では長年 AICO を利用してきており、企業方針として FTA 利用が定着していることを指摘しておきたい。

iii. 輸送機器メーカーの特徴

上述の2社を含め、今回調査した輸送機器関係メーカーも、日系、米国系、韓国系の6社全でが、、既存または新規の社内コンピュータシステムを活用している。他方、その他の分野では、欧州系化学メーカー1社を除き、コンピュータシステムによりFTAの利用を管理している例はなかった。この違いの理由としては、次の点があげられよう。

多くの FTA において、輸送機器分野では付加価値基準の充足が求められていること。

それら付加価値の計算は、製品モデル別におこなうことが求められること。

付加価値基準を利用するにあたっては、定期的に、その充足を確認する必要があること。

付加価値基準の充足を確認するために付加価値を確認すべき部品点数が多く、手作業での管理が難しいこと。

このように、部品が多岐に亘る製品において付加価値基準を利用するためには、 コンピュータによる原価計算が欠かせないといえる。

3. 購入原材料・部品の原産地の確認

今回調査をおこなった企業の殆どが、購入原材料・部品の原産地の確認に苦慮している。その確認の方法としては、7社(日系電子メーカー2社、日系輸送機器メーカー1社、米国系輸送機器メーカー2社、欧州系化学メーカー1社)が、供給者から原産地についての宣誓・証明書を受領することとしている。原産地を示すデータを受領しているメーカーは1社にとどまった。

受領した情報の確認について、関税番号変更基準を利用しているある欧州系化学 メーカーは、供給者が示した関税番号と社内統一関税番号とが異なる場合には、当 該供給者と協議して、利用する関税番号の統一を図るとしている。

その他の企業では、供給者から受領した情報の確認、検認をおこなうとした企業はなかった。他方、FTA説明会を開催し、また仕入れ先(部品メーカー)に説明するなどの努力をおこなっている。しかし、供給者によってはFTAについての知識・

経験が十分ではなく、FTA の意義や必要性の説明で苦労することがあるとの指摘がなされている。

なお、この点においても、日系企業と他の企業の間において大きな差はみられなかった。

第5章 FTAネットワーク活用のベスト・プラクティス

本章では、前章での分析を踏まえ、コンプライアンスを含め、特恵関税と原産地 規則を考慮したベスト・プラクティスについて検討する。

A.FTA を有効活用している企業の特徴

まず、今回の聞き取り調査から、FTA を有効利用している企業の特徴を次にまとめてみたい。

まず、第1に、FTA を活用するためには、FTA の特恵関税の内容、特に個別企業が取り扱う品目についての各年の関税削減率、それを利用するための原産地規則について深い理解を必要とすることである。

今回調査を行った企業のうち FTA を積極的に活用している企業は、FTA を担当する部署、責任者を明確にし、各生産拠点が関係する FTA の専門家を置いていることにおいて共通する。かかる責任者が中心となり、関係する FTA の特恵関税、原産地規則、原産地証明書について、実際の生産活動、販売活動に携わっている部署、担当者に説明するとともに、関係情報を収集して、最新情報を、実務部署に提供している。

第2に、企業全体として、FTAを活用することについてコンセンサスができあがっている点が挙げられる。しかし、そのコンセンサスの形成は企業によって異なる。例えば、ある電機メーカーでは、FTA網が拡充し、その利用の幅が相当にでてきたところから、本社部門(渉外部門、法務部門や物流部門、企画部門)が連携して、全社での体制を構築ししている。別の電機メーカーでは、歴史的背景から通商・関税問題に対する会社全体の認識が高く、EPA/FTA利用について社内展開するに際しても特段の障害とならなかった、としている。

第3に、FTA 成立から年を経るに従い FTA 特恵関税率が低下して FTA 利用による恩恵が広がってきているところから、営業部門から FTA 利用の要望が次第に高まってきている点が挙げられる。今回調査した企業の殆どが、製品輸入・販売をおこなっている拠点からの要望を端緒として、各生産拠点と販売拠点の間で、個別にEPA/FTA の利用を行い、それから FTA のさらなる積極利用へ移っている。逆の見方をすれば、営業部門からの要望がなければ、企業としては動きにくいとも言える。

第4に、最終製品の価格競争は年々激しさを増している一方で、競合他社がFTAを利用することにより市場での競争力を増すことに対抗する必要性が生じている点が挙げられる。この点において、日系企業は、韓国が米国、EUとのFTAを積極的に推進していることにより、韓国企業との競争力に違いが出ることに警戒感を抱いている。また、一方で、EUとASEAN加盟国との個別FTAに期待が寄せられている。

最後に、FTAが利用され、それにより一定の利益が得られることの認識が社内で 共有されるに従って、FTAの有効利用が企業戦略の一つとしての地位を得るに至っ ている。これは、未だFTA特恵関税率がMFN実行税率と差がないことから利用す るメリットを見いだせない企業では、FTA 利用に積極的な姿勢がみられないことからも裏付けられる。

以上の点を整理すると、FTA の有効利用をおこなっている企業の特徴として、次の点が挙げられる。

FTA 特恵関税率、原産地規則についての専門家が社内に存在すること。

FTA を利用する社内的なコンセンサスと責任者の明確化がなされていること。

FTA を利用して製品の競争力を高めるに十分な程度まで、MFN 税率と FTA 特恵 関税率との差が広がっていること。

FTA 利用による成功体験が社内で共有されるに至っていること。

B. FTA を有効活用する上での問題点

電機、機械、輸送機器製品について FTA を利用するためには、利用する FTA の原産地規則を満たしていなければならない。第2章で各 FTA の原産地規則の概要を説明した通り、それら製品については、関税分類変更基準または付加価値基準のいずれかを満たすことが必要とされる。

今回の調査対象とした企業では、関税番号変更基準を主として利用している企業が8社、付加価値基準を利用している企業が5社であった。次には、それら企業から指摘された、各基準の利点と留意点についてまとめる。

1. 付加価値基準の利点と留意点

付加価値基準を利用している企業は、その利点として、次の点を挙げている。

現地調達部品及び自社工場の付加価値により、基準を充足できる。

(日系電機メーカー、日系輸送機器メーカー)

社内の既存原価データベースで付加価値基準の充足が確認できる。

(日系輸送機器メーカー2社)

生産拠点は投資優遇措置または GSP の目的で付加価値を計算する必要があり、 既にその体制が出来上がっている。

(日系電機メーカー)

他方、付加価値基準における留意点として、次の点が挙げられている。

付加価値の充足を常に監視していなければならない。

(日系電機メーカー)

為替変動の影響を受ける。また、そのため、セーフティ・マージンをある程度加える必要がある。

(日系電機メーカー、日系輸送機器メーカー、欧州系化学メーカー、米国系輸送機器メーカー)

部品を複数の国から調達しているが、それらを最終製品と結びつけることが困難である。(日系電機メーカー、米国系輸送機器メーカー)

2. 関税分類変更基準の利点と留意点

関税番号変更基準を採用している企業は、その理由として、付加価値基準に比べ、 原産地規則のコンプライアンス等の観点から、関税番号変更基準は次の点において 優れていると指摘されている。

為替や価格変動の影響を受けない。

(日系電機メーカー、米国系輸送機器メーカー)

購入部品価格等の数値情報の収集が不要である。

(日系電機メーカー)

組立工程により関税番号変更が生じたことが明らかである場合も多く、管理コストが低い。(日系電機メーカー)

他方、関税分類変更基準を利用する上での留意点として、次の点が挙げられている。

輸入国、輸入税関により関税分類が異なる。

(日系電機メーカー2 社、日系流通、欧州系化学メーカー、米国系輸送機器メーカー2 社、韓国系輸送機器メーカー)

FTA により HS2002 と HS2007 の違いがあり、特に FTA 原産地規則が HS2002 であるのに対して、実際の通関手続は HS2007 に基づいておこなわれるため、混乱が生じやすい。

(日系電機メーカー)

品目により関税分類変更基準の詳細が異なり(品目により4桁または6桁、さらに条件が賦課されることから)、混乱が生じやすい。

(日系電機メーカー)

購入部品点数が膨大で、個別部品の関税分類を確認することだけで相当な人件費を要する。(日系輸送機器メーカー2社)

3. 特に重要な留意点

上述の調査から、FTA を有効活用するための留意点として特に重要であると思われる点について整理しておく。

a. 付加価値基準

付加価値基準を利用する場合、為替変動により、当該基準を満たさないこととなり得る。第2章の付加価値基準計算式からも理解いただける通り、付加価値率の基礎となる分母は輸出インボイス価格(殆どの場合においてFOB価格)を用いることとされている。この輸出価格が生産国の通貨ではない場合、為替変動により、常に、外国為替の変動の影響を常に受ける。これは、積み上げ方式、控除方式のいず

れの場合であっても同様である。さらに、付加価値率に輸入部品価格を加える場合でも、外国為替の変動の影響をうけてしまう。特に最近の外国為替の急激な変動は、 付加価値率の増減に直接影響してしまう。

したがって、付加価値率を利用するにあたっては、かかる為替変動を念頭において、各 FTA の原産地規則が要求する付加価値率に一定のセーフティーマージンを加えた上で、当該 FTA の利用の可否を判断する必要がある。

b. 関税分類変更基準

関税分類変更基準を利用する場合においては、国により、場合によっては税関により、同一製品について関税分類が異なることに留意しなければならない。このため、事前に、輸入通関を行う税関における関税分類を把握しておくことが必要とされる。その上で、適用する FTA の関税分類変更基準を満たすことができるかを検討しなければならない。この点は、関税分類変更基準を採用する殆どの企業から指摘されている。

事前に想定した関税分類と輸入国税関側が適用する関税分類が食い違った場合、事前に想定した FTA 特恵関税率での通関ができないこととなる。そればかりでなく、輸出国側で、輸入国側が示した関税分類を記載した原産地証明書の発給を受けなければならず、かかる齟齬から FTA を利用できない結果となるおそれもある。最悪の場合、輸入国税関側が適用する関税分類では、そもそも関税分類変更基準を満たさないこととなってしまうことも考えられる。これらの点から、関税分類変更基準を利用する場合には、輸入通関する税関での事前の調査が極めて重要となる。

多くのFTAでは、輸入国税関に対して、輸出者、生産者、または輸入者から要請があった場合には、製品の関税分類について事前教示をおこなうこと、また、その事前教示は、一定期間、全ての輸入に適用されることを要求している。輸出者として、関税分類を事前に明確としておくために、この制度を利用することも考えられる。しかし、当該事前教示は当該国におけるその後の輸入全てに適用されるため、輸出者にとって好ましくない関税分類とされた場合、輸出者として身動きできなくなってしまうおそれもある。したがって、事前教示を求める場合には十分な注意が必要である。

C. FTA 有効利用のベスト・プラクティス

これまで述べてきた点から、FTA を有効利用するためには、次の点が必要であると考えられる。なお、個別の FTA を利用する場合の詳細については、平成 20 年度の日本機械輸出組合の事業として作成した「FTA 活用ガイド」を参照していただければ幸いである。

1.FTA 責任者の任命

FTA活用の第1歩は、社内にFTA制度利用に関する責任者を定めることである。 FTAを利用しようと考える企業では、既に輸入者側からFTA原産地証明書を取得することが求められていると思われる。かかる要請は、営業部門から物流部門に伝 達されることととなるのが通常であろう。この場合に、当該要請を集約して処理する責任者を置くことが重要である。それにより、FTA利用についての経験が集約され、積み重ねられ、社内のFTA利用ノウハウが蓄積されることとなる。

FTA 利用責任者は、同時に、各国の輸入税関の手続に精通している必要がある。特に、関税分類変更基準を利用する場合には、この点が重要となる。上述のように、輸入税関が定める関税分類が FTA 利用のポイントとなる。かかる実務知識、経験がなければ、FTA 利用が頓挫してしまうことも考えられる。

付加価値基準を利用する場合には、財務部門と協力して、会社の原価計算について理解し、FTA 原産地規則に沿って付加価値を確認し、その後、定期的に確認する必要もある。この場合に、上述の通り、そのときの付加価値率を計算するばかりでなく、将来の為替変動を考慮して、付加価値基準の定める率に一定のマージンを加えた率を社内基準としておく必要がある。、

さらに、必要に応じて、購買部門と協力して、部品メーカーから原産地情報を収集しなければならない。この場合において、FTA 担当者が直接または購買担当者を通じて、部品に適用される FTA 原産地規則を説明する必要がある。

また、FTAは2国間・多国間協定である。その文言を理解するためには、一定の法的知識が要求される。

これらの点から、FTA の利用手続を各営業または物流業務担当者が、その片らでおこなうこととすることは難しいと思われる。FTA 問題を取り扱う責任者を明確にすることにより、拡大する各 FTA の特恵関税率の把握、原産地規則の理解が深まり、関係部門への FTA 利用のための説明を含め効率的な FTA 利用が促進され、次のステップに進むことが容易となると思われる。

2. FTA の積極的利用

FTA を積極的に利用するためには、上述の体制が整った後、FTA 利用責任者は、全社の物流を把握して、FTA が利用できる取引について積極的に動くべきである。 具体的には、年々拡大する FTA 網の最新情報を入手し、また、既存の FTA 特恵関税率の削減を監視して、年々変化する FTA が利用できる取引を、物流部門、営業部門に指摘し、FTA の有効利用を促すべきである。

この段階では、さらに、企業の実態を考慮して、体制を検討する必要がある。幅 広い製品群を有する企業と、関係する関税分類は特定のものに限られる企業とでは、 必要となる体制、人員の配置が異なる。幅広い製品群を有する企業では、FTA 利用 の社内体制の組織化が重要となる。即ち、トップマネジメントの理解を得て、既に 経験を積んだ FTA 利用責任者・部署を中心として、各事業部門に FTA 担当者を設 置し、各担当者に FTA 情報が流通するよう社内手続(イントラネットの活用を含 む)を確立して、FTA が利用できる取引を着実に把握し、FTA による恩典を享受 するチャンスを逃さない体制を構築する。

また、この段階に至れば、企画・営業部門において、FTA の有効利用が企業戦略構築の要素となり、FTA による利益を考慮した生産拠点への投資、部品調達先の選定等がおこなわれることとなろう。

最後に、コンピュータ利用をどこまで進めるか、という点を考慮すべきである。一概に、上述の欧州系企業のような、全社・全製品別のコンピュータシステムを導入すべきであるとはいえない。また、輸送機器メーカーの殆どがコンピュータシステムを導入している理由は、原産地規則から付加価値基準を利用せざるを得ない一方、部品点数が多岐に亘ることからコンピュータシステムの導入がなければ FTA の利用が難しいところにある。したがって、コンピュータシステムの導入は、それにより削減される管理コスト、導入により発生するコスト、FTA により得られる利益との比較考量となる。

第6章 アジアFTAネットワークの最適活用のための原産地規則・ 証明制度改善の在り方

最後に、アジア FTA ネットワークの最適活用のための原産地規則、証明制度改善の在り方について、聞き取り調査を基に検討する。

A. 聞き取り調査の結果

今回聞き取り調査をおこなった企業から、FTA 利用拡大のために、FTA を利用する企業側の管理コストを削減し、FTA 利用を改善するために配慮して欲しい点として、次の事項が指摘されている。

1. 関税削減

年別の関税削減ステージング表を全てのFTAにおいて作成して欲しい。現在のステージング表では常に企業側が各年のステージング表を作成しなければならない。

HS2007 への移行を進めていただきたい。

2. 原産地規則

原産地規則の細則について、分かりやすい資料・データベースを作成していただきたい。

関税番号変更基準について HS2007 への移行を進めていただきたい。

関税分類が各国により異なることについて、ASEAN 統一規則などの方法を検討していただきたい。現在の ASEAN の制度は機能していない。

(日系流通、欧州系化学メーカー、米国系輸送機器メーカー2社)

部品メーカー等、FTA の特恵関税を直接裨益するものではない企業に対して、原産地規則の教育をしていただきたい。

3. 原産地証明書関係

第三者証明、認定輸出者証明、自己証明、の選択制として、各企業の利用度、習熟度に応じてFTAを利用できるようにしていただきたい。

(日系電機メーカー)

第三者証明書を複数の出荷につかえるよう、ブランク証明書制度を導入していた だきたい(日系電機メーカー) 認定輸出者証明制度を導入する(日系電機メーカー、日系輸送機器メーカー、欧州系化学メーカー)とともに、その認定基準を使い勝手のよいものとしていただきたい。(日系電機メーカー)

完全自己証明の導入を検討していただきたい。(日系電機メーカー)他方、完全 自己証明では、認定輸出者制度による自己認証と比較して、政府の関与がないため、 原産性の証明に関して詐欺的行為が横行するおそれがあるとの指摘もある。(日系 輸送機器メーカー)

物流、商流の自由度を高めるため、全ての FTA において、第三者インボイス (日系電機メーカー2社)、back-to-back インボイス制度 (日系電機メーカー) を導入していただきたい。

各国の事前審査制度の程度を統一するとともに、利用する原産地規則に沿った情報のみを提出することとしていただきたい。たとえば、関税番号変更基準による場合に、付加価値の情報を求めることは改めていただきたい。(日系電機メーカー)

全てのFTAに共通する事前審査制度、統一フォームを導入していただきたい。(日系電機メーカー、日系輸送機器メーカー2社、日系流通企業、米国系輸送機器メーカー2社)

原産地証明書に出航日の記載があるため、原産地証明書の発給が現地通関時に間 に合わないことがある。(日系輸送機器メーカー)

実際の通関において、国により対応が異なる。例えば、インドネシアは協定上では遡及精算を認めているにもかかわらず、税関では却下される。また、タイ税関は、同一インボイスについて AJCEP 利用の製品と JTEPA 利用の製品とを混在できない。(日系輸送機器メーカー2 社)

B. 原産地規則、証明制度改善の在り方

上述の聞き取り調査の結果を考慮すると、原産地規則及び証明制度の改善の主な点として、次の点が挙げられよう。

1. 原産地規則

a. 関税分類変更基準の緩和

原産地規則としては、容易に満たすことができる基準とすることが各社の望むところである。もっとも容易であるのは、自社工場の加工工程を確認するのみで原産地規則を満たすことができる基準であろう。その点からすれば、付加価値基準よりも関税分類変更基準が優れていることとなる。特に、関税分類変更基準が HS6 桁の変更で認められれば、殆どの場合で部品の組立により当該基準を満たすことができることなろう。

しかし、実際のFTA交渉、特に原産地基準によりFTAの対象範囲を限定しようとする立場を取る相手国もあることを考えれば、企業が関税分類変更基準を充足できない場合に備え、社内の原価計算により基準充足が確認できる付加価値基準も必

要となる。但し、付加価値基準は関税分類変更基準を満たせない場合の予備的基準であるべきであるから、それら2基準のいずれか一方を満たすことにより原産地規則を充足することとするべきである。

b. 関税分類の統一への努力

関税分類変更基準を利用するために、重要な点は、各国間での関税分類が統一されていることにある。上述した通り、関税分類変更基準の基本は、部品、製品の関税分類にあるのであるから、各国間の関税分類が統一されていなければ、企業はFTA別に部品、製品の関税分類データを用意して対応することが迫られる。この点がFTA利用の障害または管理コストを上昇させてしまう要因となっている。

ASEAN では関税分類を統一する方向で動いているが、未だ十分とは言えない。 これを更に改善するとともに、アジア各国間と ASEAN とが協調する方策を探るべ きであろう。

c. 関税分類変更基準の HS2007 への移行・アップデート

多くの FTA は 2007 年以前に合意されたため、関税分類変更基準は HS2002 に基づいている。他方、輸入通関手続は HS2007 に基づき行われている。このため、年を重ねるごとに、輸入部品、輸出製品の関税分類、またそれらに適用される関税分類変更基準の特定が難しくなってしまう。

この問題は、新たな HS 分類が導入されるにしたがって、より深刻となる。締約 国は、新たな HS 分類に迅速に対応した関税分類変更基準の合意に努めるべきであ る。

さらに、HS2002 を新たな HS 分類へ翻訳する作業は、関税率撤廃・削減ステージング表についても同様である。

2. 証明制度

a. 複数の FTA の利用を前提とした原産地証明書の必要性

今回の聞き取り調査で、多くの企業から、FTAにより原産地証明書が異なり、FTA間での融通性が全く確保されていない点が、多くのFTAを利用する上で最大利用の大きな阻害要因となっていることが指摘されている。この影響は、大きく2つの面に現れている。

第1は、組立工程における累積の問題である。輸入部品を使用した最終製品を複数の国へ出荷する場合、ある国への輸出について輸入部品は原産材料となるが、他の国への出荷については非原産材料となってしまう。例えば、ASEANのある国で生産した部品を使用して、ASEANの別の国で最終工程を行い、日本、中国、ASEAN域内へ出荷するとしよう。この場合、当該部品の原産地証明は、ACFTA、AJCEP、AFTAのいずれかを選択しなければならない。たとえ、その部品はそれら全てのFTAの原産地規則を満たしているものであっても、選択されなかったFTAを利用して最終製品を輸出する場合には、当該部品は非原産材料となってしまうのである。

また、輸入部品で最も低い関税率を提供する FTA を利用し、当該部品を利用して輸出する最終製品の仕向先については最も低い関税率を提供する別の FTA を利用する場合がある。この場合、たとえ当該部品は双方の FTA において原産材料として認められるものであっても、最終製品の輸出に利用する FTA 原産地規則では、輸入部品を非原産材料として取り扱うこととなる。さらに、部品が多岐に亘る場合、コンピュータシステムを導入しない限り、いずれの部品を原産材料としてよいか、判断が難しくなる。

第2に、Back-to-back 原産地証明書を利用しようする場合に、同様のことが生ずる。例えば、シンガポールにディストリビューションセンターを置き、タイ工場及びマレーシア工場からシンガポールへ出荷し、そこで仕向地別に仕分けして、インド、日本及び ASEAN 各国へ再出荷することとしよう。この場合、タイ工場及びマレーシア工場は、シンガポールへの出荷時に AIFTA、AJCEP、AFTA のいずれかを選択しなければならない。選択されなかった FTA については、シンガポール政府は Back-to-back 原産地証明書を発給できないこととなるのである。

この解決策として最短距離にある方法は、原産地証明書の発給当局が、同一の出荷について複数のFTA原産地証明書を発行することを認めることである。これにより、当面の問題は解決されるが、企業、政府双方の管理コスト、事務作業コストを上昇させてしまい、長期的には望ましい方向とは思われない。

第2の方法として、各FTA 原産地証明書の統一をおこない、複数のFTA の原産地証明を1枚の証明書で行えることとすることが考えられる。FTA のハブとなっている ASEAN は、この方向の検討をしていると承知しており、これが実現すれば、現状の問題点は解決される。

しかし、最終的な解決策は、次に述べる自己証明制度への移行にあると考える。

b. 自己証明制度の必要性

i. 第三者証明書の意味

これまで、アジア地域の殆どの FTA の原産地証明は、政府等の第三者証明書制度を採用してきた。これの利点は、輸出政府が輸出製品の原産を確認して証明することにより、輸入国政府が FTA を利用する輸入申告についてその FTA 原産を改めて確認する必要が極めて低くなることにある。輸入国は極めて特殊な場合にのみ再確認をおこなえば良い。これにより、輸入国側の管理コスト極めて軽いものとし、また、輸出者・生産者が事後検認を受ける負担を軽減している。

しかし、その一方で、コンプライアンスに優れている企業であっても、輸出の度に原産地証明書を取得しなければならず、その取得のための管理コストが発生している。特に、一定金額に達しない部品等の輸出については、管理コストを勘案して、FTAを利用しないこととの選択がなされているのが実態である。

また、政府の原産地証明書の発給時期が遅れるなどにより、輸入通関時に原産地証明書が間に合わず、結果として FTA 特恵関税率を享受できない場合も生じている。

これに加え、政府が発給する原産地証明書は特定の FTA1 件に限定されるため、 上述の通り、組立国の累積、Back-to-back 証明書の利用において、複数の FTA を 利用できないという問題も生じている。

さらに、制度的にも、輸出政府は、出荷毎に原産地を確認しているものではなく、 事前審査により、その原産地を確認しているのみである。個別出荷において FTA 原産地証明書が発給される製品は当該事前審査に合格したものに限られるものの、 その個別出荷時に改めて原産地について実質的な審査をおこなうものではない。し たがって、現行の制度においても、製品が事前審査に合格したものであることの証 明さえなされればよいのであり、個別出荷毎に別個の原産地証明書を発給すること 自体に意味があるものではない。

これらの点を考慮すると、政府等の第三者証明書制度が最良の方法であるとはいいきれない。

ii. 認定輸出者制度の導入

上述の通り、現行制度においても、輸出国による FTA 原産地の確認は、事前審査においてしか行われていない。よって、輸出製品は事前審査に合格したものであることが輸入国側において確認できる方法が他にあれば、現行の第三者証明書制度を維持する必要性はない。

EUは、そのFTAにおいて認定輸出者制度を導入している。その制度でも、事前審査をおこない、事前審査に合格した製品または企業のみについて、自己認証を認めている。事前審査に合格した製品のみが輸入国においてFTA特恵関税率での輸入通関が認められるとしている点では、アジア地域における第三者証明書制度と同様である。異なる点は、個別出荷において事前審査に合格した製品であるかを保証する者が、政府機関ではなく、輸出生産者であるという点である。

よって、自己認証が、認定輸出者により真正になされていることが保証されれば、アジア地域における FTA においても認定輸出者制度を導入することができるのではないであろうか。そうであれば、問題点は、その真正性の証明技術である。しかし、現行の第三者証明書制度においても、輸出国が発給したことの真正性の問題は存在する。これに対処するため、各国間で原産地証明書に署名する者の署名・シールを交換する方法により、その真正性を確認することとされている。認定輸出者についても、例えば、認定輸出者の署名・シールを関係輸入税関に事前通報することとすれば、真正性の証明の問題は解決されるのではないかと思われる。

以上の点から、アジア地域において認定輸出者制度を導入することに大きな困難はないと思われる。早急な検討と実施が望まれる。

iii. 完全自己証明について

完全自己証明の導入については、今回聞き取り調査をおこなった企業の間でも、FTA の利用は簡便であることが望ましいとする賛成論と、原産地規則を満たさない輸入であっても容易に FTA 特恵関税率を利用できてしまい FTA のただ乗りが生ずるとする反対論とがあった。また、NAFTA の場合を考えると、輸入国側の原産地確認作業が常に発生し、事後検認の対象となる輸出者、また確認の頻度が相当に増

加すると思われる。これは、輸入国、輸出生産者双方に負担となり、FTAが全体として効率的に運用されることなる。したがって、完全自己証明が最も効率的方法であるかは、更に検討することが必要であろう。

これらの点を考えると、完全自己証明は時期尚早ではないかと思われる。

しかし、ASEAN+3による東アジア貿易地域(EAFTA)または東アジア包括的経済連携協定(CEPEA)においては、完全自己証明、さらには原産地証明書の廃止を検討しても良いと思われる。現実の問題として、アジア地域の部品生産国を考えた場合、多くの製品において、最終組立に使用される輸入部品の殆どは、それらFTAの締約国原産ではないであろうか。もし、そうであれば、製品ついてわざわざFTA原産を確認する必要はないのである。確かに、農産品など、一部産品については、そうとは言えないであろう。そのような産品があったからといって自己証明の導入を否定すべきではない。原産地証明書の要請はかかる産品に限定すればよく、多くの工業品について原産地証明書の提出を義務づける価値はないのではないだろうか。

c. 事前審査基準の明確化、統一

ASEAN 地域の FTA では、原産地証明書を発給する条件となる事前審査についての基準が明確に定められておらず、そのため、各国により、審査基準が異なっている。このため、関税分類変更基準に基づき事前審査を申請しているにもかかわらず、部品の付加価値情報の提供を求められる国があるなど、不必要と思われる情報まで求められ、管理コストの上昇を招いている。

かかる事態を解消するため、事前審査基準及びそのために必要とされる書類について、締約国間で合意し、明示すべきである。

d. 原材料・部品供給者から取得すべき情報

今回の調査において、原材料・部品供給者から取得すべき原産地情報について、不安の声が多く聞かれた。これは、FTAにおいて、輸出者・生産者は、特に国内から調達した原材料、部品について、どこまで情報を確認しておけばよいかについて、何ら規定されていないところによる。

EUのFTAでは、輸出者・生産者は原材料・部品供給者から供給者宣誓書を取得すべきことが明確に規定されている。アジア地域におけるFTAにおいても、その点を明確にすべきではないであろうか。